

目 次

第5回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月24日）	3
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月25日）	7
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月26日）	17
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月27日）	27
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月30日）	41
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月2日）	51

第5回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和55年6月24日

会期9日間

閉会 昭和55年7月2日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月24日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第28号 提案説明
6月25日	水	本会議	午前10時	議案第28号 (検討) 質疑
6月26日	木	本会議	午前10時	議案第28号 (検討) 質疑、討論、採決 議案第29号～議案第34号 (検討) 報告第8号～報告第9号 (検討)
6月27日	金	本会議	午前10時	議案第29号～報告第9号 提案説明 議案第29号～議案第30号 質疑
6月28日	土	休 会		
6月29日	日	休 会		
6月30日	月	本会議	午前10時	議案第30号～議案第34号 質疑、討論、採決
7月1日	火	休 会		

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月2日	水	本会議	午前10時	一般質問 閉 会

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和55年6月24日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和55年6月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年6月24日 午後4時52分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	11番議員	前 田 福 正 君
5番議員	平 良 実 君	12番議員	東 武 郎 君
6番議員	福 地 善 雄 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
7番議員	山 川 正 行 君	14番議員	親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第28号 過疎地域振興計画の策定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。

よって、昭和55年大宜味村議会第5回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によって議長において、6番福地善雄君、7番山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時37分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から7月2日までの9日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時38分）

再 開（午前10時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第28号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 沖縄は今まで過疎法の適用を受けてなかったわけですが、これまでの過疎法の期限が昭和55年3月末で期限切れになりまして、それに代わるべく過疎地域振興特別措置法が新しく制定されたわけです。

新しい法律におきましては沖縄も適用することになりまして、本村も過疎地域に入っておりましてその過疎地域振興特別措置法に該当することになっております。

それでその法律に基づきまして、過疎地域振興計画を策定しなければいけませんようになっていまして、その法律の第6条第1項の規定によりまして議会の議決が必要であるわけ

です。

それで本村の過疎地域振興計画が、大変大急ぎでありましたが出来ておりますので、又、第6条の規定にあります県との協議も一応終えておりまして、振興計画を策定したいと思つて提案いたしているわけです。

どうかよろしくご審議の程お願いいたします。

なお、振興計画の内容につきましては助役の方から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○ 助役（新城繁正君） この計画策定に当っては国や県の指導、或いは策定要綱に基づいて作成してあります。

これは県知事との協議がなされたものでございまして、7月1日に県に出すようにということになっておりまして、その間において議員の皆さんに十分ご検討していただいて、村の計画が立派なものになるように審議の程お願いしたいと思います。

それでは概略の説明を申し上げます。

（概略説明）

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時10分）

再 開（午後1時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時35分）

再 開（午後4時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時52分）

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和55年6月25日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年6月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年6月25日 午後4時54分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 総 務 課 長 崎 山 勝 正 君
助 役 新 城 繁 正 君 書 記 島 袋 一 道 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第28号 過疎地域振興計画の策定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第28号を議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時15分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 13番（平良嘉清君） この計画を出して、県の段階で手直しされることはないか。

町村毎に予算の枠があるかどうか。

- 助役（新城繁正君） 県の振興計画に基づきまして市町村の計画を市町村で策定するわけですが、市町村は県知事との協議が必要であると、今回議会でご審議願っております計画は一部字句的な修正ございましたけれども、県との協議が済んだものでございますので、議決が得られますればそのまま次の修正の手続きを経るまでは修正されることはありません。

市町村議会の議決を経たものを県が勝手に修正するということはありません。

県の話では過疎債は1億円ということでしたが、そのまま100%過疎債に頼るということではございませんで、裏負担のものについて100%貸しましょうということですので、市町村の財政とも関係がありますし、これは無理だろうということで、特に55年度は始まっていますので今回につきましては5千万或いはそれ以下になるのではないかと県のお答えをいただいているわけですが、これは必ずしも市町村に5千万やるということではないわけで、24か町村をプールにした枠組みの中で計画していくというような返事でございます。

- 13番（平良嘉清君） 只今の5千万は全体であるのか。単年度の予算であるのか。

- 助役（新城繁正君） これは単年度の枠でございます。

- 9番（松島重克君） 少し程度の低い質疑になろうかと思うわけですが普通この28号議案のような場合には過疎地域振興計画についてというような題名で出てくると思うんですが、この28号議案は計画の策定についてとなっておりますが、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

- 村長（根路銘安昌君） これは県から示されましてやっているようです。

- 9番（松島重克君） 普通こういうものは計画についてというように議題名として出て

くるわけですが、計画の策定についてという議題名で出てきているからにはそれなりの意味があると思って伺っているわけです。

計画についてと策定についてはどのように違うのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時28分）

再 開（午後3時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは非常に難しいものでございまして、関係の県の方にも問い合わせてみましたが、策定ということはこの法律の精神からしまして議会の議決を得て初めて策定になるというふうなことでございます。

だから、計画についてでも策定についてでも、見出しについてはどっちでもいいということです。

ところがこれの説明の中に問題があるわけでございます。これは過疎地域振興特別措置法第6条第1項の規定に基づき別紙のとおり策定したのでとありますが、これはミスプリントでありまして、策定したいのというように改めなければ策定についてということにも関係してくるわけでございます。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、この過疎地域振興計画書というものは計画書案ということになるかと思うんですが、そういうことですか。

○ 助役（新城繁正君） この件については5月13日のヒヤリングの際に実は9番さんがおっしゃるような考え方に基きまして、過疎地域振興計画案というようにヒヤリング資料として持っていったわけです。そうしたらこういうことは必要ないということで、案を向こうで消してしまったわけです。

私共もこれから審議をするので案ではないかと思っていたわけですが、県の地方課の指導で要らないということでありましたので、それについて更に意見交換することもなくて、これが審議を願っている標題になっているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 県の方はそういう指導をなされたようでありますが、この過疎地域振興特別措置法の6条から見ますと議決を得て定めるとなっています。これから見ると、議決を得る前に既に計画書というものであれば一般の解釈としましては当然おかしいと、県の見解はどういう見解か分かりませんが、しかし、通常一般的な考え方としましては、やはり議会の議決を得て定めるならば議会の議決を得る前のものは案であるというようになりかと思うんですがどうでしょうか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時 19 分)

再 開 (午後 3 時 37 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

○ 助役 (新城繁正君) 計画書そのものもひとつの議案として提案されているので、案という形で標示する必要はないんじゃないかと、又、いろんな例規等を見て解釈してみても、この場合は案というのは別に必要ないというような解釈に立っているわけです。

○ 9 番 (松島重克君) 私は案という文字を入れよということは申し上げておらないんですよ。

実質的に計画書案ではなかろうかということをお願いしているんですよ。

策定したいのでということから考えましても入れる入れないというよりも実質的には計画書案であることには疑いの余地はないわけでしょう。議会の議決を求めて初めて過疎地域振興計画というのが生まれてくるわけですから、そうじゃないですか。

○ 助役 (新城繁正君) 実質的に案であるということに異議をはさむものではありません。

○ 13 番 (平良嘉清君) モデル事業と第 2 次構とのつながりについて、モデル事業の計画もこの計画に入っているわけですがモデル事業の村負担分に対して過疎債に切り換えるということであるのか。

56 年度は第 2 次構が終期になるわけですが、その事業が第 3 次構に乗った場合には、この案は修正することになるのか。

○ 村長 (根路銘安昌君) この度の過疎法の制定によりまして大急ぎで市町村の計画を作らなければいかんということになっています。この計画書は確かにいろいろご指摘を受けるかも知れませんが、県としては制度は出来ているのでこれの適用を受けなければいけないと、そのためには先ず、制度に早く乗るために計画を作って十分なる計画を作るのが当たり前で、時間的に制限があるので十分なる検討も出来ないということで、先ず制度に乗って走らせながら内容も充実させていこうということで、県としましてもそういうことであるので、最初の説明でもあったわけです。そういうふうなことでいろいろ時間的な余裕がなかったというふうなこともありますので、この計画案が必ずしも完全なものであるということ自信を持って皆さんに言うことは出来ないわけです。でありますので、法律に乗りながら更に内容を整備していきたいという考え方も持っているわけです。又、更にこれよりいいものはないかということで内容の検討も進めていきたいと思っているわけです。

県に対しましても、数回となく電話連絡いたしまして、完全なものではないと、だから当初の計画どおり一応制度に乗りながら、内容の変更については十分協議してもらえらうなあと念を押しているわけでございますので、確かにいろいろご指摘の面もあろうかと思

ますが時間的な制約がございますので、議員の皆さんも私共ももう少し時間をかけて内容の検討をする必要があると思うわけですのでこれが完全なものではないということをして、途中でも変更があるものということをご理解していただきたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 議会の議決を求めるということは、この制度を受け入れるというのが眼目であるのか。議会の議決を求める対象が計画書に盛られている個々の事業にまで及ぶのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 提案してあります振興計画書全体がひとつの議決になるわけですね。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、制度を取り入れるのも大きな眼目だが、現在計画書に盛られている個々の事業も議決の対象としているというご答弁でございました。そういったしますと、この計画書案の個々の事業に対する修正は議会として可能であるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 修正可能であるかどうか聞いておりませんが、この法律の6条によっているわけですが、私共としてははっきりお答えするわけにはいきません。

○ 9番（松島重克君） これは非常に大切なことであります。当局も短期日でこういう計画を練り上げられたと、不備の面もあると、手直しも必要だとおっしゃられていたわけですが、それ以上に議会としましてもこれだけ広範囲な大きな事業計画を持ち込まれて検討しているわけです。それもわずかの時間で、でありますのでこれはしっかりお答えいただかないといかない問題だと思います。分からないでは困る。議会として修正権を行使出来るのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 第6条にこういうふうなもの書いてありますが、どうということをお答えすることは出来ません。

○ 9番（松島重克君） こういう問題こそ県の担当者に照会なされてはどうですか。休憩時間に助役は可能であるというようなことを説明しておられたようですがね。あらかじめ県との調整というのがあるものですから強いてお尋ねしているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時51分）

再 開（午後3時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 修正が可能かどうかということですが、これにつきましては先程申し上げましたようにこの法律の第6条にあらかじめ協議ということがございますのではっきり申し上げることは出来ませんが、このことにつきましては県の方に村当局から問い

合やすよりも、議会の権限のことをございますので議会から問い合わせてもらった方が良くはないかと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 先程から修正が出来るかどうかと聞いているのは県との調整があるということで考えた上でお聞きしているわけですが、当然、県との調整の時点で議会の議決の時点で修正が出たらどうなるかということぐらひは話し合いの時点で出たのではないかと、又出すべきでなかったかと思ってお聞きしたわけですが、そういうことが出なかったようでありますので議長、この件は大切なことでありますので県の担当者の見解なり、出来れば統一見解が好ましいわけですが、照会されたらどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時59分）

再 開（午後4時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 10番（前田貞四郎君） 先程の村長の答弁では個々のものまで議決の対象になるということでしたのでお伺いしますが、水道施設の中で喜如嘉校区だけ抜けているわけですが、その理由は。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時12分）

再 開（午後4時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 確かなヒヤリングしておりませんでしたので担当課に伺いまして、これは10か年の時限立法でございすけど、今回の場合は前期の計画を策定したいということで提案していることでありますし、担当課といたしましても後期に喜如嘉校区を予定するという計画を持っているということです。

○ 10番（前田貞四郎君） 水の問題は村民平等に同じように恩恵を受けなければいけないと思うわけです。

当然、一緒にすべきであり、これからそう入することは出来ないか。

○ 助役（新城繁正君） この水道施設については莫大な金がかかるということで、そのために田嘉里の水を利用して自然流下でやっていくという計画を持っていたわけですが、これが不可能になったと、しからばどうするかと話し合っているわけですが、現在の段階では村一円の水源地というのは不可能であると、そうであれば村民に等しく立派な水を供給するという趣旨を貫くためには、勿論異なった水源地であっても同じような事業計画すると、それはご指摘のとおり村民としてはそういう希望を持たれると思いますが、これは財政的な問題

がありまして、この計画ではポンプアップという形になってくるわけですので、水源地を何処にするという具体的なものは出ておりませんが、とにかく相当の金がかかると、そうしますと本村の財源では同時に水道施設をするということは不可能であるということで、前期2か所、後期1か所というように計画しているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 只今の10番さんの質疑に対して財政的な面から一度に計画出来ないというようなお話でございましたが、それからしますと、この振興計画の個々の事業に対しては財政的な計画の裏付けがあるというように受け取られるわけですが、これはどういようになっていますか。

計画と同時に財政計画まで検討され煮詰っているのか。

○ 助役（新城繁正君） 県としても市町村の計画に一番注目していることはこの件があるわけです。過疎債が有利だからといって自分の力を考えないで多く事業をしようとして財政を圧迫するということになるのでは困るのではないかとということで注意を促されているわけですし、当然村としても59年度に向けての計画と財政計画は基本的には同時に走らさなければいかんと思うんですが、具体的にそこまでいっておりません。但し、55年度事業につきましては県と十分調整の上、ヒヤリングも行っておりまして、この件につきましては県と村との協議が十分なされているということを申し上げられますけれども、56年度以降のものについて具体的にはこれからの作業であります。

○ 9番（松島重克君） 55年度から59年度まで驚くほどの事業が計画されているわけです。先ず、我々が一番感ずるのは財政的にどうなるのかと、事業をしていただくのは非常に結構であります。財政的な裏付けがどうなっているかということが一番気になるわけです。

そこで先程の10番さんの質疑の場合は財政的な理由で一度に出来ないというようなお話が出たものですからお聞きしているわけです。ああいうお話が出たからには現在計画にのっているものの財政的な裏付けが検討されて出されている。検討した上だからこそ入れられない、これは入れられるという振り分けがあったのではないと思うわけです。

56年度以降の財政的な裏付けはないということですか。

○ 助役（新城繁正君） 全くないということではございません。

ヒヤリングは財政部門、それぞれの部門行っておりまして、総合事務局との調整もやっておりますので、私が申し上げますのは、きっちりした財政計画が出来てないということをお願いしているわけですし、一応上がった事業についてはそれぞれの部門で県の担当部門と調整されておりますので、その調整されたものがこの事業の中に入っているものですから、見通しが立てられているものについて県はこれでよろしいということになっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 見通しがあるということは現在計画に上がっている個々の事業の

財政的な裏付けの確信があるということですか。

○ 助役（新城繁正君） 先程申し上げましたように、ここに上げられております事業はそれぞれの部門で県とのヒヤリングを行って、更に村の財政担当とのヒヤリングも行っておりまして、そのような調整がなされておりますので、県の財政的な指導、村の計画がひと通り調整されたものというようなことをご理解いただいてよろしいと思います。

○ 9番（松島重克君） 現在計画されている事業は調整されているということであれば、およその財政計画はお出し出来ますでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 先程申し上げたことについて誤りがあるようで訂正してお詫びしたいと思うんですが、上がった事業について財政的な面までヒヤリングが行なわれているとお答え申し上げましたけれども、計画に事業を上げるかどうかについては調整されていると、ところがそれに伴う財政的なものについてはヒヤリングは終えてないということのようですのでこの点は改めましてお詫びしたいと思います。

但し、55年度事業につきましては村の財政と照らしまして、上げた事業についてのチェックも行なわれているということです。

○ 9番（松島重克君） 沢山の事業が上がっているわけですが、総体的にどのくらいの経費がかかるのか。個々の事業がどのぐらいになるのか。助役から大分詳しくご説明はあったんですが、余り範囲が広くてざっと流すだけで精一杯の説明でなかったかと思うんです。

ところが先程の答弁ではここに上がっている事業の個々のものまで議決の対象になっているということであるならば、我々もある程度のものは知っておかなければいかんという考えが強いわけです。

おおまかなものであっても結構です。一応財政的な面の考えなりは示される必要はあるのではないかと思うわけですがどうでしょうか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時40分）

再 開（午後4時53分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

質疑中止いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時54分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和55年6月26日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年6月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年6月26日 午後4時40分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 書 記 島 袋 一 道 君
助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第28号 過疎地域振興計画の策定について
- 日程第2 議案第29号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第3 議案第30号 大宜味村宮津波地区土地改良事業計画について
- 日程第4 議案第31号 沖縄県市町村消防補償等組合より脱退について
- 日程第5 議案第32号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第34号 大宜味村消防団の設置等に関する条例、大宜味村消防団員の定員、任免、サービス等に関する条例、大宜味村消防表彰条例を廃止する条例
- 日程第8 報告第8号 繰越明許費繰越計算について報告
- 日程第9 報告第9号 専決処分の報告について

7. 会議に付した事件

議案第28号 過疎地域振興計画の策定について

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

- 日程第1 議案第28号を議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時57分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
4番退場。
休憩いたします。

休 憩（午前11時57分）

再 開（午後2時00分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

只今、議案第28号の一部差替えがありましたので、説明を求めます。

- 助役（新城繁正君） 只今、お手元にお配りいたしました25ページの水道施設のところで一部訂正がありましたので、その部分だけ読んでご説明に代えたいと思います。

水道法に基づく水道管理を行ない、良質の水を村民に十分供給するために、津波地区（津波、宮城、白浜、塩屋、屋古、田港、大保）の7か字と大宜味地区（上原、根路銘、大宜味、大兼久、饒波、喜如嘉、謝名城、田嘉里）の8か字の統合した簡易水道事業を推進すると、それから26ページの整備計画の水道施設の中で、大宜味地区簡易水道配水管が、20,000メートルです。

以上のとおり改めてご了解を得たいと思います。

- 議長（玉城一昌君） 昨日に引き続き議案第28号の質疑を継続いたします。

保留していた9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

- 助役（新城繁正君） 55年度から59年度までの整備計画に示されている各事業につきまして、補助事業になるのか単独事業になるのかはっきりしたものが出来ておりませんので、国や県の補助がいくら、起債がいくらという具体的なものは申し上げられませんが、総事業費を集計してみたんですが、55年度の総事業費が3億8千662万1千円となっているわけです。

55年度の事業については県との協議が出来ておりますが、その予算を分析してみますと、国からは1億9千万の補助金が入ってくるという計算です。

県からは4千300万程度入ると、あと1億5千200万程度は過疎債で受けると、そういう計算で分類していますが、他の年度についてはそういうことはまだ出来ませんので、上がってきたものを全部申し上げますと63億になるわけです。

○ 9番（松島重克君） この計画の総事業費が63億になるようではありますが、そういたしますと個々の事業費も分かるわけですね。これの積み上げでありますから、これも示していただきたいと思います。

それから先程おっしゃっておられました各事業の事業別の分類、過疎債に適用するもの、しないものそしてその事業費の内、過疎債はどのぐらいになるのか。又、過疎債に該当するものであっても村が独自で考えなければならぬ対応費はどのぐらいになるのか。63億という数字が出ておるからには村の立案時におきましてある程度の事業分類をし、各事業の試算をしているものと見ているわけです。でなければこういう計画は成り立たないと思います。又、先程の休憩時のお話におきましても水道事業あたりは資料、或いは積算がなされているというお話もありましたので、多分、立案時における資料はお持ちでなかろうかと思いますがいかがでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 55年度についての事業とその事業に要する経費は出来ているわけですが、56年度以降につきましても過疎債の適用になるかならないかということも分かっておりますので、お答え出来かねるわけです。

○ 9番（松島重克君） 63億という総枠が出るということは、個々の事業費の積み重ねであるわけでしょう。

それで計画されている事業は県と調整済みですね。

そうしますと、過疎債が該当するしないと確定しておらなくとも法律に照らして、この事業は該当する見込みがないということはお分かりだと思うんです。であるならばおよその分類なり、過疎債の大枠なり、或いは過疎債以外の村が考えるべき対応費などはおのずから出てくるのではないですか。又、立案時にその程度の資料をお持ちでなければ立案出来なかったのではないですか。と言うのは、施設あたりの面積が出ておりますので、こういう面からみてもおよその資料お持ちで立案なされているのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 法に照らして項目があるわけですから、確かにこの事業はこれに該当するということは分かるわけですが、しかし、過疎債の対象になるから全て過疎債の対象にするという協議がなされてないので、56年度以降につきましても年度によって過疎債の対象にしよう、或いは別の事業でこれはやろうというように調整されるわけです。

55年度のものにつきましても比較的予算の振り分けが出来ているわけで、これはあくまで

も県に上げているものでありますが、確かに面積等を示さんと県との協議が出来ませんので、一応こういうふうな形のもが出来てそれに積算基礎を掛けてそれを金額にして出している積み上げであるわけです。

その積み上げが先程申し上げました63億という額になるわけですが、これは過疎債これは他の事業というように分けてありませんので、ご要望に応じられないという実情です。

○ 9番（松島重克君） 分けてないということですが、この計画はそもそも過疎債を導入しようということが狙いでしょう。

これを導入しようというのが大きな眼目であるのに、どういう事業が過疎債に見込まれるかどうかという分類さえ出来てないということはどういうことでしょうか。一番肝心なものが抜けているのではないですか。そして63億という大枠が出るということは、おっしゃっておられるように各事業の積み重ねであるということは分かるわけです。各年度にわたるものは分からないと、これは止むを得ないかも分かんずです。

しかし、総額の内どの事業は過疎債が見込まれるということは調整の段階でも、村独自でもおよその検討はおつけになるべきでなかったかと思うんです。これは当然つけなければ立案出来ないんじゃないですか。それからおして対応費等のおよその考えもまとめておられるのではないですか。

だから私はどの程度の資料をお持ちになってこの計画を立案されたのか、その辺が分からないのでお聞きしているんですがね。どの程度の資料をお持ちでこの計画が立案されているのか。又、県との調整で得た資料はどういうものがあるのか。このままでありますと我々審議出来ないわけです。これは昨日の私の質疑に対して村長おっしゃっておられます。

計画に盛られた各々の事業についても議決の対象として考えるのは当然だと、それはそのとおりだと思います。当然、我々も議決に当っては個々の事業についても責任ある判断を示さなければいかんわけです。であるならば、その責任ある判断を示すところの資料は提供してもらわなければいかんのではないですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時18分）

再 開（午後2時21分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 9番議員から要求のあります資料、只今コピーいたしましてお配りしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時22分）

再 開（午後2時55分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（松島重克君） 出していただいた資料ざっと目を通したわけですが、年度別にも区分されているようでありますし、かなり判断資料になろうかと思っております。

こういう計画が出来ている時点でありますので、当然問題はこれ等にかかわる対応費が問題になるわけです。これが一番大きな問題であろうかと思えます。この対応費はおよそどのくらいになるのか。そして対応費の内過疎債に見込まれるのはどのくらいであるのか。この過疎債に見込まれるのはご説明にもありましたように交付税に見込まれると、それが全額交付税に見込まれるということではありませんので、交付税に見込まれない分はどれくらいになるのか。これは村の財政能力とのかかわりがあるわけです。この計画をお立てになり、こういう事業の積算がされているからには、対応費についても当然村の財政能力とのかね合いで検討なされていると思っておりますので、この辺ご説明をお願いしたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） この事業全部が過疎債の対象になるわけでもないわけですので、或いはこの事業ご覧いただきますと現在進めている構造改善事業とかモデル事業がこれにのっかっているわけです。これが過疎債の事業、これが別の事業というような分類がまだ出来ておりませんので、これはご指摘のように当然進めるべきであるということは異議はないわけですが、56年以降につきましての財政的なものも含めましてこれからの作業になるわけですし、現段階ではお答え出来かねますのでご了解お願いしたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 改めてお伺いするわけですが、これらの事業を遂行する上における対応費が、村の財政能力とどうかかわりを持っているか。

これはお考えになっておりますか。

○ 助役（新城繁正君） 長期についての村の財政能力とこの事業計画につきまして、具体的に作業は進めていません。

只、お答え申し上げられることは、確かにご指摘のとおり如何に100%過疎債で起債出来て、その元利償還の70%が交付税で返ってくると言いましても、残った30%というのはご指摘のとおり村の負担になるわけですので、こういうものにつきましてはこれから具体的に財政計画というものは進めなければいけないと思うわけですが、現在のところは具体的にそういう作業が出来ておりませんので、お答え出来かねるわけでございます。

○ 9番（松島重克君） この計画の立案時にそういう積算がなされなかったということは、言葉を変えて言いますと本村の財政能力とこれ等の事業の対応費とのかね合い、将来に向けての見通しというのがなかったということにもなるかと思うんですが、そういうことですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 計画そのものについてでございますが、これについては弾力性のある計画であるということをご理解していただきたいと思います。又、これを実施するに当りまして過疎債が幾等になるかということが問題であるわけです。そういうことで計画したものを全部実施することは好ましいことであるわけですが財政的、或いは補助事業等そのように認めるかどうかというふうなこともありまして、そのような情勢を勘案しながら弾力的に運用していくということをご理解していただきたいと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 私の言っていることと答弁とがずれているようにあるわけなんです。勿論、おっしゃるように計画というものは変更もあり得ることでしょう。しかし計画を立てたからにはそれなりの勝算がなければいかんわけです。計画を立てる時点で本村の財政能力に見合っているかどうか。対応費というものと村の財政能力にどうかかわりになるのか。これは計画を立てる場合に計画に入れなければ計画と言えないでしょう。事業計画を立て財政計画を立てるとするのが車の両輪ではなかろうかと思うんですがね。

だから当然、立案時に対応費についてはどうしようという目処づけをされていると思うんです。だからこれは変更があるか分かんませんが、これはこれとして、この計画が出来た時点でおよそ対応費はどのくらいである。そしてその内過疎債に見込まれるものはどのくらいである。そして過疎債の内交付税に見込まれない分はどのくらいである。これを積算されてこういう数字なら本村の財政能力にかなった範囲内だと、これぐらいはやるべきでないでしょうか。こういう作業が今からということは、この計画は財政的な裏付けゼロと言われても仕方ないんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 計画を立てるに当りまして、おっしゃるような財政的なものを加味した具体的なものをやるべきのが当たり前だと思うわけなんです。現在のところそれまでいってないわけでございます。

それで今回の計画をするに当りまして、一応過疎債を該当するもの、計画の中に該当しないのはわかあるわけです。該当しないと言ってもまだはっきりしないわけです。モデル事業などはこれに該当するのかどうかということで県の方においてもはっきりしないわけです。その他に100%補助のものも含まれているわけです。

おっしゃるように具体的なものまでやるべきのが本当だろうと思うんですが、現在のところそれまでは出来てないわけです。

これから追々そういうふうなものも煮詰めながら更に問題点のあるものについては変更に向けても考えなければいかんと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 必要であるということはおっしゃっておられるわけですが、本来ならばこういう計画が出された時点で対応費に対する考え方も資料として添えていただくと

ということが、我々の判断を下すいい方法であるということでお話申し上げているわけですが、これは速やかにやっていただく性質のものだと思います。

対応費についての村の考え方、或いは財政とのかね合いということがどうも我々の判断資料としていただくのは難かしいように思われるわけであります。

今までいろいろな質疑応答を繰り返してきたわけですが、私が前日質疑申し上げました、この議案は過疎債を活用するということが大きな眼目であるという意味で提案されてきているものではなかろうかというように感じたわけですが、ご答弁は個々の事業まで議決の対象としているんだというご答弁をいただいたものですから、そういうことが当然であるのでそのままお聞きしたんですがね。その後のいろいろの質疑応答の結果、どうもあのご答弁と実際のあり方とはずれがあるようです。又、財政的なそういうことが欠けておりますので、我々として個々の事業そのものにも責任ある判断を示しかねるわけです。だから昨日はこの計画の個々の事業まで議決の対象として考えているんだという説明でありましたが、そのお考えはお変わりでないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論、振興計画を作らないと過疎法の適用は受けられないわけです。

この計画書全体が勿論議会の議決であるわけですが、過疎法の適用を受けるには振興計画が必要であるわけでございますので、受けるためには議決が必要でございますので、これ全体が議決事項でもありますのでそう申し上げているわけです。

○ 9番（松島重克君） 念のためお伺いしますが、昨日おっしゃったお考えと変わりございませんか。

事業個々についての議決を求めるんだと、休憩時においては多少ニュアンスが違ったお話のようでありましたが、こういう制度を導入するためというような考えが大きく動いているようなお話でありましたが、昨日と同じようなお話でありますのでその点どういうことかと思ってお伺いしているわけですが、と同時に資料が余りにも不備であるという点ですね。過疎債の制度を導入するということが大きな最前提であり、計画は導入のためのひとつの資料というような感じで我々当初受けたんですけど、あくまでも計画に盛られている個々の事業まで責任を持って議会は議決しなさいというようなお考えであると今の答弁はお伺いしたわけですが、そういうことでよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） あくまでも過疎法の適用受けると、そして過疎債などの適用を受けるというのが主目的であるわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時 17 分)

再 開 (午後 4 時 31 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより、議案第28号の討論に入ります。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第28号、過疎地域振興計画の策定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○ 議長(玉城一昌君) 賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時 32 分)

再 開 (午後 4 時 39 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 4 時 40 分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和55年6月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年6月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年6月27日 午後5時32分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘 安昌 君	経済課長	仲村 順三 君
助	役	新城 繁正 君	教育委員会 総務課長	大山 岩昌 君
教	育	長	宮城 松一 君	

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局	長	山城 保雄 君	書	記	前田 孝君
-----	---	---------	---	---	-------

6. 議事日程（第4号）

日程第1	議案第29号	昭和55年度大宜味村一般会計補正予算
日程第2	議案第30号	大宜味村宮津波地区土地改良事業計画について
日程第3	議案第31号	沖縄県市町村消防補償等組合より脱退について
日程第4	議案第32号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第33号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第34号	大宜味村消防団の設置等に関する条例、大宜味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例、大宜味村消防表彰条例を廃止する条例
日程第7	報告第8号	繰越明許費繰越計算について報告
日程第8	報告第9号	専決処分の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時37分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第29号から日程第8 報告第9号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第29号の説明を申し上げます。

これは緊急を要して補正しなければいけないのがありましたので提案いたしているわけです。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,003千円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,103,037千円とする。

歳入におきまして、地方交付税3,020千円の追加をし、これは広域行政圏によるところの増額を見ているわけです。

交通安全対策特別交付金は費目存置でありましたのを461千円を追加いたしたいと思えます。

県支出金の県補助金に1,758千円追加いたし249,715千円にしたいと思えます。

県委託金は746千円を追加いたしまして、5,533千円に改めたいと、村債を5,000千円追加いたしまして、51,600千円に改めたいと思えます。歳入の追加が11,003千円でございます。

歳出におきましては、議会費に340千円を追加し、37,355千円に改めたい、総務費で1,808千円追加いたしまして、158,651千円に改めたいと、民生費に373千円追加いたしまして172,848千円に改めたい、衛生費に5,096千円を追加いたしまして、33,213千円に改めたいと、農林水産業費に6,426千円追加して382,628千円に改めたい、土木費に1,899千円追加し、67,460千円に改めたい、教育費に1,219千円追加して152,362千円に改めたい、予備費を6,158千円減額いたしまして3,442千円に改めたいと思っています。

細部については助役の方から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第30号についてですが、大宜味村津波地区土地改良事業（溜池等整備事業）を別紙のとおり計画したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の現定により議会の議決を求める。

当初予算で事業計画してありました津波地区溜池等整備事業が、土地改良によるところの事業でこの事業を行うわけですので、土地改良法によるところの議会の議決が必要であるわけです。

細部についての説明については係の方からさせますので、よろしく願いいたします。

議案第31号についてですが、国頭地区消防組合の設立に伴い、非常勤消防団員等に関する事務が消滅したので、本村として沖縄県市町村消防補償等組合から脱退したいのでこの案を提出する。

いわゆる国頭地区の消防組合が設立されましたので、消防事務がなくなりました。そういうことで脱退したいということです。

議案第32号についてですが、これにつきましては、国頭地区消防組合の設立に伴い、消防に関する事務が消滅したため、この案を提出するという事です。

議案第33号につきましては、これも国頭地区消防組合が出来ましたので、本村に消防職がなく、実情に合わないためにこの案を提案するという事です。

議案第34号についてですが、これを廃止する理由といたしましては昭和55年4月1日国頭地区消防組合の設立に伴い、これ等の条例は廃止したいということです。

そしてこの条例は公布の日から施行して、昭和55年4月1日から適用するという事です。

報告第8号でございしますが、6款農林水産業費、1項農村総合整備費、賃金で72千円、旅費で144千円、委託料で481千円、工事請負費で37,060千円、合計いたしまして37,757千円を翌年度繰越額でございします。

未収入の特定財源で31,446千円が県支出金でございします。

報告第9号についてでございしますが、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

沖縄県市町村職員退職手当組合の加入団体の増加並びに加入団体の名称変更に伴う組合規約の改正に係る専決処分について、沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の加入団体の増加並びに加入団体の名称変更に伴う組合規約の改正に係る専決処分について、この件について去った5月に専決処分の依頼がありまして専決処分をいたしております。

以上説明申し上げまして、議案の説明を終わりたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） 補正予算について補足説明いたします。

（読み上げて説明に代える。）

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時18分）

再 開（午前11時43分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時43分）

再 開（午後3時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第29号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（山城宗喜君） 社会福祉総務費の19節に名護学院精神薄弱者授産施設補助金273千円計上されているが、この算定方法はどうなっているか。

○ 助役（新城繁正君） 厚生課長が出張で、係の職員に命じまして調べてみたわけですが文書が見当たらないので、北部市町村会の事務局に聞きましたら、均等割で40%、人口割で60%ということで割り当てているようでしてこれは北部の市町村に割り当てられるものようです。総額5,000千円のように。名護市瀬高に名護学院というのがありますけれども、その分院としてそこに収容されている子供達が一人立ち出来るような訓練をするということで、本部の方に分院を造るようです。

○ 13番（平良嘉清君） 農業振興費の19節に1,758千円計上されていますが、この事業は継続事業のように考えられるわけですが、この事業はどのくらい存続するか。

対象作目にはどのようなものがあるか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業の年限は聞いてなく、何時までということは申し上げられません。

農協との話し合いの中で対象作目を決めているのは、みかん、野菜、花きの部門に対象させようと話し合いしております。

○ 13番（平良嘉清君） 指導態勢と行政措置というのが抜けているような感じがするわけです。過去の例を見れば、みかんの場合でもこれを施肥した場合の要領、量、時期など全て関連することではありますが、その指導態勢と行政措置についてどのような考え方を持っているか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業を執行するに当って、より効率的に効果を上げるためには確かに指導態勢を強化して適切な事業の執行に当るのは当然です。

指導態勢としては、この事業は農協が事業主体になりまして、当然この事業計画をするに当っては農協と役場、或いは普及所と話し合いの中でこの事業を進めているわけですが、昨

年度の場合は指導態勢の面で確かに時期的に土壌改良剤の配布が年度末に集中されて、時期的に余裕がなかったという関係でうまくいかなかったというふうに考えておりますが今回は出来るだけ早目に事業の執行に努めたいと思います。

○ 13番（平良嘉清君） この事業が導入されて2か年ぐらいなと思います。その中でこの事業の成果について追跡調査をしたことはあるか。

○ 経済課長（仲村順三君） 役場としては調査しておりません。

○ 5番（平良 実君） 関連、この事業は全額補助であるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは70%補助です。

○ 5番（平良 実君） この事業の対象は、みかん、野菜、花きに紋られているようですが、他の作目にも該当するものもあるのではないかと、きびあたりも受け入れたいという生産者もおりますので、そういうふうな面も考えてないかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） この対象作目を検討する時点で各作目毎に検討してみたんですが、さとうきびの場合は緊急合理化対策事業でそれに付随する改良剤を投入出来るような助成措置もありますので、さとうきびの場合はそれでやって、その他のものに出来るだけ振り分けようという考え方から、先程申し上げました作目を選定しています。

○ 3番（山城宗喜君） 河川総務費の7節に630千円計上されていますが、この海浜清掃を実施する具体的な計画についてお伺いします。

○ 助役（新城繁正君） これは毎年このような形で出てくるわけですし、これは委託業務でありまして、県の方から海岸地域について清掃を頼むと、その代わり委託料として金を出しますよと、こういう業務のようです。

したがって村が地域を指定するのではなく、県の方から地域を指定してくると、村はそれを受けて指定された地域の清掃をやるわけです。

これは主に、海岸保全地域、ようするに海水浴や行楽地、利用者が広く使われる所が実績としては指定されて来ているようです。

○ 3番（山城宗喜君） 指定か所は何処ですか。

○ 助役（新城繁正君） 今年はまだ県から場所については来てないようです。

○ 3番（山城宗喜君） 今まで指定された以外に指定していただきたいとその町村の実情において指定してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 担当課を通じまして、こういうことが可能であるならば村の実情を踏まえて出来るならば、一応県と話し合いをしてみたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 道路維持費に砂利代1,200千円計上されているわけですが、これの予定についてお聞きしたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） 予定については担当課に確認してお答え申し上げたいと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） 学校管理費に資材と用具は計上されていますが、賃金が計上されてないが、これはPTAあたりでやるのか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 当初予算にも幾等か残っておりますので、そういうものと調整して、半分はPTAが協力するということになっています。

○ 9番（松島重克君） 教育振興費の18節に中学校クラブ活動備品一式ということで282千円計上されていますが、もう少し説明をお願いします。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 統合時点において中学校の備品は持てる範囲のものを持っていつているんですが、併用していたものは小学校に残した関係で当初予算に組まれてなかったわけです。

その中味といたしましては、卓球台、ストップウォッチ、用具入れ、巻尺等であります。

○ 9番（松島重克君） 説明から見ますと備品一式とありますので、特定の種目の備品一式かと感じたわけです。

ところが今の説明では不足していたものを補うんだと、これは当然先程の説明の中に取りました併地校から持って来て足りない分を全般の部にうまく配分されているというように考えてよろしいですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 表現の仕方としましては教育振興費の中ですから体育用具の充実費として表現した方が良かったと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 水産業振興費の委託料の具体的な説明をお願いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 塩屋漁港地内での土質調査、磁器探査の当初予算より減じている43千円は入札残が出て減にしました。ボーリング、設計料で当初予算より1,160千円入札残が出ましたので減じています。漁港深淺測量は漁港施設を計画しているところの深淺測量、それに波浪調査、地形調査を含めて4,530千円お願いしています。確認探査は前に磁器探査で予算を取りましたが、磁器探査の結果下の方に金属性の反応があるということで、これを掘り下げて反応のある物質の確認をするというわけで637千円お願いしているわけです。

○ 8番（崎山喜弘君） 交通安全対策費にカーブミラー設置9基となっておりますが、設置場所について説明願います。

○ 助役（新城繁正君） 今回の場合は、田嘉里地区内に2、謝名城線に2、押川線2、上原にも計画していますが、これはあくまでも今のところ予定でございまして、既設の道路についてはこのとおりいくと思いますが、改良等を要する道路についてはその都度関係地域と相談しながら設置していくという計画を持っているようでございます。

○ 5番（平良 実君） 林業振興費の12節に143千円計上されていますが、もう少し具体

的にご説明願います。

○ 経済課長（仲村順三君） これは天然林改良、当初予算で訂上しております4,455千円の賃金ですが、この作業にあたる方の災害が出た場合に、その対応策としてこの事業費の1,000分の37の保険を掛けようということで143千円計上しています。

○ 議長（玉城一昌君） 保留していた9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 助役（新城繁正君） 村道は常時必要があれば修理をしなければいけないので、どの線を何月にやるという計画ではなくて常に必要が生じた場合には村道の維持管理をするという計画のようでございまして、そういうような考え方のようでございます。

○ 9番（松島重克君） そうしますとよく聞くわけですが、きびの搬入時期とかパインの搬入時期は特に農道の維持管理が大切だということ耳によくするんです。又、砂利敷に関心を持っている関係者も多いようです。そうしますと期的にそういう考えがないということであれば、年中とおして必要な所だけをやっていくということであるのか。やはりきびとかパインの搬入時期については集中的にやるというのか。その辺の予定はどのようになっているのか。

○ 助役（新城繁正君） 農道の維持管理につきましては先程のご指摘のとおり、村民が需要度の高くなる時期には農道を整備するということで、経済課の方でやっているようですが、建設課の担当の村道につきましては常時維持には気を配って、道路の維持管理にあたるということを考えているようです。

○ 9番（松島重克君） 400台の砂利代が計上されているわけですが、これの運搬経費などはみておられますか。

○ 助役（新城繁正君） これを申し上げるの忘れましたが、当初予算にこの分は計上されているわけです。

○ 9番（松島重克君） 村道と農道の所管が違うようですが、この400台分の砂利は村道農道を問わず必要な所に入れるということで理解していいですか。

○ 助役（新城繁正君） 従来もそうでございまして、村道農道分けて運用しているようです。

○ 9番（松島重克君） 保健衛生総務費の19節に琉球大学医学部設置協負担金が計上されていますが、この組織の活動はどのようになっていますか。

○ 助役（新城繁正君） 担当課長が出張でございまして、補正予算に関するこういう書類一応見たわけですが、これについての書類が見当らないのでお答えしかねるわけですしそれで北部市町村会に照会中ではありますがまだ返事がないわけですが、後でお答えしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 55 分）

再 開（午後 4 時 14 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは前は琉大の医学部設置についての促進協議会というのがあったようでございます。今年になりまして今度は医学部設置協力会というふうな組織に変えまして、医学部の設置につきまして協力していこうというふうな組織が出来たようでございます。

この組織は知事が会長で市長会、町村会が加入しているようです。それでこの負担金につきましては昭和54年9月末の人口に1人当たり10円となっているようです。

○ 9 番（松島重克君） 聞くところによりますと琉大の医学部設置は決定しているということですが、この組織は今後とも存続するのであるのか。それとも発足をみたなら解消されるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私の予想するところ、当分設置して後も続くのではないかと、解剖に必要な献体というのも続くようでありますし、又、国の基準の図書だけでは間に合わないと、一般からもお願いしたりするようでありますので、私の予想するところでは当分続くのではないかと考えています。

○ 9 番（松島重克君） 何時までこの組織が存続するかということは規約あたりでうたわれてないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 市町村が直接入っているのではなく、町村会として入っているわけです。ですからそういうふうな規約も見当りませんので、担当しているところへ連絡いたしまして資料を送ってくれと連絡しているところです。

○ 9 番（松島重克君） 発足するまで、或いは設置決定するまでという感じを受けるわけですが、発足してからもなお存続するという村長の見通しのようではありますが、ご存知のように琉球大学は国立であります。

そういう財政的な面を財政的に貧弱な市町村にやるのが村長として好ましいと思いませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 協力がこれからもずっと続くということが好ましいことであるかどうかという質問ということかと思いますが、我々として好ましいことというよりも聞いてみますと他府県においては相当協力をして援助しているということでございます。

国立でございますので本来国の予算でやるべきのが建て前かと思うわけですが、国にもいろいろ基準があるようでございまして、やはり基準で補えないようなものは地元としても協力をしていかなければいけないんじゃないかと考えています。

○ 9番（松島重克君） この組織は医学部発足までというような感じを受けるわけですね。ところが先程の話では発足してからも図書あたりの協力をやろうと、言い変えれば財政的な面の援助をしよう、それがこういう財政貧弱な村の村長として、発足後もずっとそういう財政的な援助をしていくのは好ましい状況であるのかどうかという村長個人の考えをお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） この協力会は促進の段階から設置の段階に変わったということで、いよいよ設置されましてそれに協力をしていこうというふうなものようです。

確かに財政的な問題もあるわけなんです。沖繩の住民の強い要求で設置されておりますところの医学部をより充実させるためには、そう大きな負担にならない限りにおいては私共も協力をして、この充実をはかっていくべきではなかろうかと思っているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより、議案第30号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） この議案は大宜味村宮津波地区土地改良事業についてとタイトルはそうなっているわけです。

そして添書きにおきまして、土地改良法第96条の2第2項の規定によりということになっているわけでありますが、この事業の進め方においてこの添書きにあるような法に基づいて取り扱われているかどうかお尋ねいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは土地改良法の適用を受けて事業をやるわけでございますので、これに基づいて進めていきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、これから申請するための計画書ということがありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） これから手続きをするための議案であります。

○ 9番（松島重克君） この事業をするに当りまして認可の申請を行ないますね。そうしますと認可が下り、それからその経費に対する補助等の内示があるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これを議会で議決していただきますと、手続き上といたしまし

ては告示いたしまして、更に土地改良法に基づきまして地主の同意を得て申請の手続きをやるわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、この事業にかかわる経費等の内示はまだ村には来ておらないわけですね。

○ 経済課長（仲村順三君） 内示はまだ来ておりません。

○ 9番（松島重克君） そういたしますとこの事業計画の予算面はどういうようになりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 当初予算で計上してありますが、これは県の方から55年度はこのぐらいの事業というふうに、内報として計画しなさいというふうに連絡を受けて予算を計上しています。

○ 9番（松島重克君） おっしゃるように当初予算、6款8項溜池等整備事業ということで訂上されておりますね。

この計上されている数字はそもそも何処から来ているんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 先程申し上げましたように、55年度は当初予算に計上している金額を予定して予算を計上しなさいということで計上しています。

○ 9番（松島重克君） 何を予算を計上しなさいということですか。申請手続きもなにもなされておらないんでしょう。村の意思がどこにあるかも分からないでしょう。

許可申請を行って初めて村の意思がこの事業をやりたいということでしょう。村の意思がどこにあるか分からない時点で、予算を組みなさい、これは通常の前算の組み方、又、国や県がやる手続きでしょうか。ちょっと分からないんですがどうなっていますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今のご質問は議会の議決を得るべきところの法的な手続きが得られない前に予算化されたということについての件でございますか。そういうふうに理解いたしましてお答え申し上げますと、予算に一応計画いたしまして、それからそのような手続きをするというふうなやり方になっているわけです。でありますので、もしもこれがこの手続き上の議決が得られない場合には結局予算の執行が出来ないということになるわけです。

○ 9番（松島重克君） 私が申し上げているのは、先程の担当課長の答弁の中で県、国の方からこういう数字を上げて予算を組みなさいと言うことに基づいて当初予算に組まれているというご答弁があったから、本村の村の意思がどこにあるか分からない時点で数字を上げて県、国は本村の予算に組みなさいと、こういう予算の組み方がはたしてあるのかどうか。私はそういう組み方は先ずないと思うんです。こういう組み方があっては地方公共団体の領域を侵していると思うんです。

先ずないと思います。どうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 執行部の意思といたしましては、これをやりたいということで予算、或いは予算折衝をやっているわけでございます。そういうふうなことで予算編成の段階で予算の割り当てを内々に受けまして予算をやっているわけでございます。

それで現在の予算のあり方というのがそういうふうになっているわけでございますので、これを議決して後から予算を取るということでなくして、その前に予算化されたものに対する意見を聞くという状態に現在の予算の取り方がそうになっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の村長の答弁からしますと、先程は土地改良法に基づいて事が運ばれているというように答弁でございましたが、今の答弁では全く土地改良法に基づかず行なわれているというようになりますよ。

どちらの考えですか。又、先程の担当課長のお話と村長のお話では全然違うのではないですか。

担当課長は村の意思が決らないまでに県、国からこういう予算を組みなさいという話があったと、今の村長の話では内々にそういう話があったというような言い方でしょう。

この議案を提出するにあたって、執行部は内部調整なされておりますか。どうも見解が違って答弁をお聞きする方としてはどれをお聞きしていいか分からんわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、これにつきましては前々から必要性を感じて県にも要請をしていたものでありまして、そしてその事前調査も前からやっているわけです。それで村としてもこの事業是非必要だからというふうなことで要請をいたして、そういうふうなものをやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、前々から意思は決まっていたと、そして県、国と折衝して来ているというお話ですね。そういたしますと先程の話と大分違うわけです。既に大分以前に村の意思は決定しているわけでしょう。だから県、国との折衝の段階でこういう数字が出て来たというようになりますが、そういうように受け取ってよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 55年度の予算につきましては、この事業に対するところの割り当てがそれだけということです。

○ 9番（松島重克君） この事業の割り当ては何時お受けになりましたか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは正式にこれだけというような文書は来ておりません。その他の事業でありましても正式な文書の来ない前に担当課へ行って内々の割り当てを予算に組んでいるわけでございまして、これは55年度の予算編成をする時点におきまして県との話し合いで出て来たものでございます。

○ 9番（松島重克君） しかし、予算に組むということは向こうの話を受けましようとい

うことでないと予算組めないんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論、予算に組むということは事業を受けるということでありまして、先程から申し上げておりますとおり、この事業につきましては前から要請もしてありますし、更に事前調査も前からやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） だからそういう要請をやっておられる。そして割り当てが来た、受けましょうと決めたのは何時ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 予算措置上においてはその事業を受けましょうとなっているわけですが、法律上の手続きがこれからということですよ。

○ 9番（松島重克君） だから予算を計上するからには意思が決まらなければ予算計上出来ないでしょう。だから予算を組むからにはこの事業受けましょうということ決定して予算計上されるわけですから、受けましょうと決めたのは何時かと聞いているわけですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） これを受けましょうということよりも、この事業をやってもらいたいということで前から要請していたわけです。何時受けましょうということよりも昭和55年度の予算編成時におきまして、この事業の予算化がなされたということで、いきおいこの事業受けましょうということになると思います。

○ 9番（松島重克君） だから予算編成時の前にそういうことが決まったんでしょう。だからやろうというのが決めたのは何時頃ですかと聞いているんですよ。これは大切な事なんです。何時頃か分からんでは困るんですよ。

予算に組んでいる以上、それぐらい分らんでもいいかんですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時54分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

6時まで会議時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、6時まで会議時間は延長されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後5時27分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 村長（根路銘安昌君） 執行部としてこれを受け入れる意思決定をしたのは何時かということですが、意思決定は書類の手続き上との関係がありますので、担当の職員が留守をいたしておりますので、担当職員の書類を調べてお答えしたいと思っております。
- 議長（玉城一昌君） 質疑中止いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時28分）

再 開（午後5時31分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
おはかりいたします。
議事の都合により、明日28日は休会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、明28日は休会することに決しました。
更におはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後5時32分）

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和55年6月30日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年6月30日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年6月30日 午後3時14分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 技 手 平 良 晋 君
助 役 新 城 繁 正 君 技 手 補 東 武 久 君
経 済 課 長 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第29号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算
日程第2 議案第30号 土地改良事業の施行について
日程第3 議案第31号 沖縄県市町村消防補償等組合より脱退について
日程第4 議案第32号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第33号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第34号 大宜味村消防団の設置等に関する条例、大宜味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例、大宜味村消防表彰条例を廃止する条例
日程第7 報告第8号 繰越明許費繰越計算について報告
日程第8 報告第9号 専決処分の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第29号から日程第6 議案第34号までを一括議題といたします。
議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時14分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第30号の質疑を継続いたします。

9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） この事業を行うに当りましての意思の決定を何時したかというご質問でございますが、私共といたしまして昭和55年度から始めたいという希望としての考え方を県に出していますのが、1月9日でございます。

- 9番（松島重克君） 金曜日の担当課長の話では、2年前から県との話し合いが進められているという話でしたが、これとどういう関係になりますか。

- 村長（根路銘安昌君） 前から希望としての話は出しているわけです。

これは長期的に見てこの事業の希望か所を県に出してあるのは前ではあるわけですが、勿論、長期的な希望するものの中から、昭和55年度から採択していただきたいという希望を出しているのは1月9日でございます。

- 9番（松島重克君） 執行部がこの事業をやりたいという考えが働いたのは県との話し合いに入られた2か年前からというように受け取っていいんでないかと思うわけです。

そういたしますと、かなり長い間県との話し合いが持たれているのではないかと思うわけですが、前日の答弁の中で非常に理解し難い点がありましたので改めて伺いたいと思います。

55年度の予算におきまして、この溜池整備事業の予算が計上されていることにつきまして、当局は県の指導によって計上したんだというお話でありましたが、通常考えるところによりますと、この溜池事業については議会の議決を得ておらない、そして県に対しても許可申請がなされておらないと、この時点で県が本村の55年度予算に計上しなさいということは、何処から考えてもふに落ちないわけです。

そこで、もし当局のおっしゃる県がそのように指導したので計上したというとおりであるならば、参考までにこの事業の担当課と担当者をお知らせ願いたいと思います。

○ **経済課長（仲村順三君）** これは北部農林事務所の第2課、担当者は小山です。

○ **9番（松島重克君）** この指導がふに落ちませんのでお尋ねしたわけです。場合によっては後程問い合わせたいと思います。

この土地改良法からみますと、当局もこの法律を十分理解の上、事業を進め、提案してきているとは思いますが、96条の2第2項において、市町村は土地改良事業を行なおうとする場合において、前項の許可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を得て、土地改良事業の計画の概要を定め、となっています。これからしますと、この30号議案は一番初めに私が質疑いたしました土地改良法第96条の2第2項に基づいてなされておりますかということに対して、96条の2第2項に基づいてなされているという答弁とは大分食い違ってくるわけですが、先の答弁はそのままよろしいのでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 土地改良法の96条の2市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければいけない、市町村は土地改良事業を行なおうする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ市町村の議会の議決を経てというふうなことございます。

それでこの法に基づきましてこれから認可を受けようという申請をするわけです。でありますのでこの法に基づきまして手続きをしたいということです。

○ **9番（松島重克君）** どのようにこの条文を理解されているか分かりませんが、2項におきまして、土地改良事業を行なおうとする場合において、前項の許可を申請するにはあらかじめ当該市町村の議会の議決を経て土地改良事業の概要を定め、これは県の方にも照会してあるんですが、この法律どおりですよとおっしゃっておられるんです。今の解釈はおかしいんじゃないですか。2項に明確にうたわれていると思いますがどうでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** おっしゃるとおり、確かに議会の議決を経て土地改良事業の概要を定めとあります。そこら辺が議会の議決を経て後に概要を定めるべきであるということもひとつの解釈成り立つのではないかと思います。

ところでこれには今まで非常に複雑な問題があったわけです。一応予算編成段階におきまして県とのヒヤリングのことで、先程も申し上げましたように1月9日に55年度からの事業やりたいというふうに希望申請をしているわけです。

4月の初めになりまして、はっきり申し上げますと4月10日に県と経済連がまいりまして、この地域は経済連が山地開発農場を買い取って、そこに畜産基地を造りたいという申し入れがあって、それでこの事業は畜産基地を造るということになりますと計画を変えなければいけないというふうなことがあります、そのような県からの説明があって、それで私共いたしましたはこれは現状におけるところの計画である、新たに開発するならばその部分は部

分として土砂防止の事業をやった方が良くはないかと、村としてはあくまでも計画どおりやりたいというふうなことを申し上げていたわけです。

それが県内部における調整、更に総合事務局との調整がありまして、県、総合事務局の内部的な決定が随分遅れたわけでございまして、そういうふうなことで準備を進めていたわけです。

そういうふうなことで概要書と議決との関係ということになります。そういうふうな事業でございます。県、総合事務局の内部決定が遅れて、それを早目にあわせてやらなければいかんという事情がございます。そうになっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の話では当局におかれましてはいろいろ事情がおります。しかし、これを今頃持ち出しては困るんです。この議案を見た時点でおかしい。土地改良法に抵触する疑い濃厚であるということが分かるわけでありますので、一番最初の質疑におきましてこの議案は土地改良法96条の2第2項に基づいてなされておりますかということをおっしゃるものから、これはおかしいということで質疑応答が現在まで進んで来ているわけです。

これは抵触していること濃厚なんです。と言うのはご存知だろうと思うんですが、計画をしたのでというようになっていってしまう。これは法からいきますと逆なんです。議会の議決を経て計画の概要を定めなければいかんわけ。これは土地改良法を見るとおかしいということになるんです。

どういう経路を経て決裁なされたか分かりませんが、こういうことでは困るんです。これをこのままやりますと、議会はどうしたらいいかと、困るんですね。なるほど知らないで議決した場合は有効かも分かりません。しかし、抵触しているということが分かりながら議決するわけにもいけないわけなんです。だからこういうことが長い時間かけて質疑応答繰り返してやっていることになろうかと思うんです。

これは抵触の可能性十分あると思うんですがどうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに表現上問題があるかと思っているわけです。我々の事務的なミスもございまして、提案の様式もいろいろ調べてみますと違っているようでございます。それで議会にお許しを願えますならば差し替えをしたいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 法に抵触しているので差し替えしたいということですが、この議案に添付されています計画概要書につきまして、当局は議会の議決事項と思っておられるんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 議決事項ではなかろうと思っておりますが、提案するにあた

りまして十分検討しないで、更に前にそういう形式でやっているということでそうやっているわけです。

先程申し上げましたように議案の差し替えをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時36分）

再 開（午前11時30分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時30分）

再 開（午後1時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番入場。

休憩いたします。

休 憩（午後1時20分）

再 開（午後1時59分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第30号の差し替えについて説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 大変申し訳なく思っております。

前に出している議案の様式は好ましい様式でありませんでしたので、様式を改めて提案いたしたいと思っております。

議案第30号土地改良事業の施行について、次により団体営土地改良事業（溜池等整備事業）を施行する。工事の名称及び施行場所、津波地区溜池等整備事業、大宜味村津波山地内、工事の概要、1号土砂溜堰堤、高さ16メートル、幅46メートル、2号土砂溜堰堤、高さ9メートル、幅30メートル、予定工期、昭和55年度より昭和57年度、予定事業費80,600千円、施行方法、請負の指名競争入札でございます。

提案の理由といたしまして、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして議案を提出いたします。よろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時03分）

再 開（午後2時04分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第30号の質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第31号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第34号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時10分)

再 開 (午後2時19分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより、議案第29号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第29号、昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第30号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第30号、土地改良事業の施行について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより、議案第31号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第31号、沖縄県市町村消防補償等組合より脱退について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより、議案第32号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第32号、大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第33号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第33号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第34号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第34号、大宜味村消防団の設置等に関する条例、大宜味村消防団員の定員、
任免、服務等に関する条例、大宜味村消防表償条例を廃止する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時24分)

再 開 (午後3時13分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により、明日7月1日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、明日7月1日は休会することに決しました。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後3時14分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和55年7月2日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和55年7月2日 午前10時00分)

閉 会 (昭和55年7月2日 午後5時06分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	厚生課長	稲福幸三君
助役	新城繁正君	税務課長	宮里盛順君
教育長	宮城松一君	経済課長	仲村順三君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第6号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時04分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1、一般質問を行ないます。

通告順により質問を許します。

〈大宜味小学校廃棄校舎の撤去について〉

○ 3番（山城宗喜君） 大宜味小学校廃棄校舎の撤去依頼が同校校長から教育長に対して3年前よりなされていると聞いていますが、未だに放置されている現況になっております。

この廃棄校舎を調査いたしましたところ、廊下のコンクリートがき裂いたしており、柱も殆んど腐れて鉄筋も腐食してきております。今にも崩壊の危険な状態にあります。このような危険な状態は人命にもかかわりかねないことであり、極めて緊急を要する問題と思いますが、これについて教育長は状況を掌握されているか。又、この解決策についてはどう思いますか。

○ 教育長（宮城松一君） 大宜味校の廃棄校舎の問題で非常に頭を悩ませております。

特にこれは会計監査あたりで責任を問われる問題だと思って、53年の予算で一応見積りをして撤去に必要な金額を計上していたわけですが、毎年のごとく予算計上はしていますが最終段階において経常経費を減らしてまでこれは出来かねるということで毎年予算を組めない状態になっています。

これは忘れていたのではなくて、これは何とかして撤去したいということで今年も55年度の予算で各学校の老朽校舎の撤去ということで村長の方にも計画書を出していますが、結局は予算が少なく、55年度の予算に組みなかったことを残念に思っています。出来るだけ早く予算の裏付けを見て撤去していきたいと考えております。

55年度の計画も出しておりますが、今のところは見通しが見つからない状態、しかし、補正あたりで何とか出来たら早目に撤去したいと考えております。

○ 3番（山城宗喜君） 人命にもかかわりかねない校舎は何よりも優先して補正で訂正してやるべきと思う。又、調べてみますと、この校舎は既に廃棄になりまして図面にもない、国の予算ももらっているんで村長は責任を問われますよ。そういうことも踏まえて、事故が

あつてからは間に合わない、生徒も万が一のことがあると思って通行しないようにと警告して生徒に言っているような緊急を要する場所ということを再認識して早目にやってもらいたいと思いますがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） これは早急に撤去しなければならない建物でありますので、これからも村長部局に相談いたしまして出来るだけ早目に撤去していきたいと考えております。

〈小中校の安全対策について〉

○ 7番（山川正行君） 過日、村内のある学校で事件が起って関係者は大変心配しています。調べてみますと、こういった事件が起ったということは外部とのさえぎるへいなどが全くないということから起ったと考えられます。

この対策についてお伺いいたします。

○ 教育長（宮城松一君） 只今の件は6月26日の事件かと思えます。

6月26日は校長会をやって夏休みの安全対策を話し合った直後、午後でございます。痴漢が侵入して、ひょっとすると大きな事故につながったのではないかと、非常に残念に思っております。

その件について、県の方からもその都度、或いは夏休みに向けて注意事項が各学校にありますしそういう点で父兄を通じて、或いは生徒を通じて注意を呼び掛けているところでございますが、思いがけないところにこのような事件が起きて、これからしっかりその対策をしなければならぬと考えております。このような痴漢が校内に入って来たということは、周囲と学校の区切りが出来てないところに大きな問題があると見ています。

そこで対策ということになると思いますが、各学校とも各校長からブロックべいとかフェンスをして民間地域との区切りをしてくれという要請はあるわけですが、何時もひっかかることは結局は予算の問題であるわけです。

今でも経常経費というのは切り詰めてやっているのに、その上にこういうふうなことをやるとなるとどうしても今の教育予算では間に合わないような状態であります。これからは強く村にも申し上げて少し教育予算を上積みしていただいて、このような事故防止対策も考えていかなければならないと思っております。各学校にもこういう事件があるということをすぐ伝達して、今の施設で各学校はどのような対策を採らなければいけないか、各学校でも職務会などを開いてしっかり対策を練って下さいということは各学校すぐ伝達しています。

○ 7番（山川正行君） 調べてみますと村内のある学校も同じような状態になっているわけです。このようなことは予算がないから出来ないという問題ではないと思えます。

例えば、中学校が統合されて小さい子供達が残っており、外部とのしゃ断というのは絶対に必要になってくると思うんです。

そういう意味でも委員会の措置は早目にやるべきだと思いますがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） これは早急にやらなければならないと思っておりますが、予算が伴わなければ出来ない状態です。

補正とかで何とか出来るんだったら中学校まで5校のしゃ断をするとなると相当な予算が要ると思いますので、出来るだけ年次的にでも村当局にお願いして早急に解決していきたいと考えております。

○ 7番（山川正行君） これは予算があれば誰でも造れるんです。もし、この前みたいな事件が起って大惨事に発展しかねないという状態の場合に、予算がないから造れないということではならないと思います。村内で緊急に措置しなければならない所は2校と思います。

そういう所は応急措置としてフェンスを張るなどは出来ると思いますがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） こういうふうなちよつとした事件が人命にも大きく発展するということは私重々承知しております。

村長にもそのような事件があったということは話しておりますし、村長もその点は考えているのではないかと思います。それで私もその件について強く要請して、早急にこれが出来るように折衝していきたいと思っておりますので、又、議会の皆さんもご協力をお願いいたします。

○ 7番（山川正行君） 早い時期に対策していくということは分かるわけですが、こういう事件が一番発生するのは夏の期間なんですね。だからこの時期をはずして後でやるということになると、この期間で事件が起りかねないと、警察の話も聞いてみたんですが、やはり通りがかりの犯行だということを言っています。

そういうことで、夏の期間で再び起らないとは限らないわけです。起らないという保証はないわけです。だから、もし、後で対策するためにこの夏期間中で再びこのような事件が起ったら大変なことになると思うわけですが、すぐ応急措置は出来ないものか。これは人命にかかわる問題で、しかも年齢の低い小学校の子供達だけ残っている状況からも早い時期にやってもらいたいと思うわけですがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 夏休みまでということですが、それまで出来るかどうかは予算のことではっきり出来るということは言えないと思っておりますが、出来るだけそのような線で進めていきたいと考えております。

〈中学校の通学について〉

○ 7番（山川正行君） 新しい中学校が4月1日から開校になりまして、通学バスによる通学がなされているわけですが、ところがこのバスによる通学について、あっちこっち不満の声を聞くわけです。

3月議会でも質問したわけですが、その時は朝1回送りの場合は2回という答弁をいただ

いていますが、そういうような通学状況ですか。

○ 教育長（宮城松一君） 運行回数について朝1回ということでしたが、最初の契約の時点では朝の登校時は1回、下校時は2回ということでしたが、やってみますという定員オーバーするということで相談をして登校時2回ということをやっています。

喜如嘉校区で中学生が42名おります。饒波が8名おりますので合わせて50名おります。その50名を1回目で登校させて、2回目は大宜味校区を登校させて、最初の予定より1回多く便を増やしています。

○ 7番（山川正行君） 最初の予定より1回増やしたということは、人員がオーバーするということをおっしゃっておりますが、そうするとバスの購入時に登校する人数を掌握しなかったということになりますが、そういうことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 各学校から資料は前もって取ってあったんですが62名乗りのバスが定員54名のバスになっているわけです。それでそのぐらいだったら通勤時の登校とかを見ると、定員オーバーをやっているんだから大丈夫だろうという安易な考えでやっていたということです。やってみるとそこに無理があったということが分かりまして、運転手と相談いたしまして1回を2回に増やしている状態です。

○ 7番（山川正行君） 今の答弁からいたしますと、全く計画性がなかったと言っても過言ではないと、只、1回目の登校と2回目の登校とに時間差というのが大分ありますね。

その時間差はどのぐらいありますか。

○ 教育長（宮城松一君） 最初の予定では田嘉里発7時半でした。そして8時まで学校に着けばいいということでしたが、現在、田嘉里発を10分から20分の間にして8時まで学校に行って、そして引き返してきて大宜味校区の生徒を乗せると20分から25分ということになっています。最初来た生徒と20分から25分の差が出ているということです。

○ 7番（山川正行君） こういう不満が出ているということは時間が早いということなんです。今後は当初の予定どおり運行していただいて、何等かの別な方法があると思いますが、どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 今のところ、別の対策ということは考えておりません。

○ 7番（山川正行君） 委員会自分の責任でバスの購入を誤ったと、こういった時間差を子供達に負担させていると、これは大変ですよ。予算の範囲ではこのバスしか購入出来なかったかも知りませんが、しかし、中古でも良かったかも知りませんよ。私は予算を見た場合に中古車しか買えないなあと思ったわけですが、見てみると新車で小さく、これでは間に合わない気づいたわけですが、2回にわたって登校している子供達に委員会として責任があると思うんです。そして最初の予定どおり7時半出発ということで、何等かの形での方法

があると思うんですがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） その点について学校とも相談したことがございます。始業を遅らせてくれということを申し上げたら始業を遅らせると後の部活動に支障を来たすということで、学校としては早起きというのはいいことだからそのとおりでいいのではないかと、それから、バス通学をしてない所の押川あたりの生徒はもっと早く家を出ていると、そういうような点からするとあんまり時間を遅らすということは学校の後の活動に支障を来たすということが返ってきたわけです。

今のところは現在の運行時間でやっていますが、もし、そういうふうなことが父兄の方から盛んに出てくるのであれば、一応検討したいと考えます。

○ 7番（山川正行君） もうそういう声が出ているんです。そういう声も十分聞いてやっていただきたいと思いますが、委託契約との関係はどうなっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 第1条に本契約によって行なう通学バス運行は1日3回を原則とする。運行回数並びに路線変更の場合は、都度甲乙協議の上決定する。とありますのでその都度協議をしております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午前10時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈ハブこう傷対策について〉

○ 9番（松島重克君） ハブこう傷の被害が近年にたく増加しているようであります。この状況を村で掌握されておりましたら、村内の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 本村のハブこう傷患者は、昭和50年13件、51年12件、52年6件、53年14件、54年8件で合計53件になるわけですが、今年の統計はまだ取っておりません。最もこう傷場所が多いのは、パイン畑、キビ畑、屋敷内の順になっています。

○ 9番（松島重克君） いろいろ話を聞きますと今年は異常なほど増えているのではないかと、これからも増加するのではないかとというような話が聞こえているわけです。

県の方であります、各市町村でハブのこう傷対策ということがかなり大きな声として上がって来ているようであります。又、ある市町村におきましては条例制定がされていると、これはマスコミの報ずるところでありますのでご存知だと思いますが、本村におきましても、そういう状況に対応する施策が必要ではなかろうかと感じています。

もし、当局においてハブこう傷対策に対する考えなりがおありであればお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおりハブそのものが、日本全国におきまして沖縄県だけに生息をいたしているような状況でございます。ハブ対策につきましては前から国に対して要請やっているわけですが、現在県が国の補助を受けてやっています事業は、ハブの生息地の実態調査、被害の実態調査、ハブ駆除の屋外での実験などを行っているわけでございます。

本村といたしましても現在進めておりますのは、被害防止の啓蒙をやっているわけでございます。それで2月27日に本村におきましても県の薬務課の方々、公害研究所の方々をお招きいたしまして講習会等を行っているわけです。

ハブこう傷についての対策は、確かに那覇市などではハブについての条例も作っているようございますが、これについてはこれから検討しようということございまして、はっきりしたものは現在持っておりません。

（ウリミバエの発生状況と駆除対策について）

○ 3番（山城宗喜君） ウリミバエが全県的に発生し、そのために野菜や果実類に多大な被害を受けて、そのために野菜や果実の県外への輸出に制限がなされているために、農家は多大な損害を被っている。県は莫大な予算を投じてウリミバエの駆除に取り組んでいるということが報じられていますが、本村においても多くの被害があると聞いていますが、54年以降本村におけるウリミバエの被害状況と駆除対策についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 係をして取り寄せた資料、これは54年度以降のものでなくして、54年7月から誘殺された数を申し上げますと、7月に前半40匹後半46匹、8月で前半46匹後半56匹、9月で前半108匹後半41匹、10月で前半72匹後半116匹、11月で前半137匹後半35匹、12月で前半77匹後半66匹と結果が出ています。

○ 3番（山城宗喜君） これから見ますと前年と同じように発生していると、駆除対策についてはどういふふうを考えているか。

○ 経済課長（仲村順三君） これの駆除と申しますと、これは広域的な病虫害でありまして、県でも広域的に駆除計画がなされておまして、村独自の対策は今のところ考えておりませんで、県の計画に沿って防除に当たりたいと考えております。

○ 3番（山城宗喜君） 5月2日の琉球新報の報ずるところによりますとミカンコミバエ、ウリミバエ、農業を振興する上で阻害要因となっている。県はこれ等の根絶を一大プロジェクトとして位置づけて取り組みを強化していくことにしていると、ウリミバエ対策事業所が5月1日に開所され10年計画で予算90億円をつぎ込んで、ウリミバエ根絶に全県の事業と位置づけていると発表されています。この事業と村との関連はどのようになっているか。

○ 経済課長（仲村順三君） これについては参考までに県の計画を申し上げます。55年度

において久米島と本島周辺の離島に誘殺剤を投入して防止に当たると、宮古、八重山群島における誘殺剤を散布して防止するというふうになっておりまして、55年度から57年度までにウリミバエの不妊化施設を増設しまして58年度に虫を入れまして、59年度から宮古群島を始めまして、その次に本島、次に八重山群島の順に年次計画で不妊化虫による防除という計画を立てています。

県がそのような計画をしておりますので、村としても県の計画に沿って防除に当たっていきたいと考えています。

○ 3番（山城宗喜君） ミバエ対策事業所の関連によってやっていくと理解していいですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 県の計画に沿って対応していきたいと思います。

〈農村環境改善センター新築工事の進ちょく状況について〉

○ 10番（前田貞四郎君） 改善センターの完成を村民は大きな関心を持って待っているわけですが、工事完了期限は9月と記憶しておりますが、それまでに完了する見通しがついておりますかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在の進行状況から予想いたしまして、工期内の完了は十分予想されると思います。

○ 10番（前田貞四郎君） センターのオープン是何時頃になりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 9月末までの工事完了の予想でございます。それでオープンというのははっきりしておりませんが、おそらくオープンは来年の1月頃になるんじゃないかと予想しています。

〈集落道工事施行時期について〉

○ 6番（福地善雄君） 喜如嘉区事務所前より山手に通ずる農村総合整備集落道工事の施行について、何時頃この工事が出来るか。又、過疎地域振興計画の腰間線は地図から見た場合、元大城政治君の炭焼窯のあった地点から上の方にと考えられますが、そして集落道との間には250メートルの空間が生じますが、その連結はどのようにになりますかお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 工事施行の時期なんです、村として現在計画しておりますのは、この農村総合整備モデル事業が57年で終るということを予想しての計画では、この事業は56年に計画いたしているわけです。この事業が57年ではたして終るかどうかというふうなこと、或いは今まで本村よりも前からやっているモデル事業が7年で終る計画はしておりますが、7年を過ぎている所もあるわけなんです、まだ完了してないわけです。でありますので、57年までに終るという予定ですと56年度に計画されていると、これが57年までに終

らなければ延びるということも考えられるわけです。

○ 6番(福地善雄君) 例えば、モデル事業で集落道が出来たとしても腰間線の間空間が出来ますので、過疎地域振興計画の変更も出来るということも聞きましたので、空間のあるものは下げていって連結出来るかどうかお伺いしたいと思います。

○ 助役(新城繁正君) 過疎振興計画の説明の中で図面を皆様方にお示ししたわけですが、その図面の中に線がしるされているわけですし、実は昨日建設課長とその線について確認をいたしましたところ、過疎計画の担当職員が図面に線を入れているわけで、現地の実態を把握してないものですから、いきおい福地議員のご指摘のように空間があるように感じますけれども、これは空間ではなく、あくまでも事務所から山手に通ずるモデル整備事業の引き続き過疎計画で上げております腰間線を継ぎ足すということです。

(村道饒波線に架っている山田橋について)

○ 8番(崎山喜弘君) 当局もいろいろ調査してご存知とは思いますが、村道饒波線にはコンクリートの橋が4箇所あります。

その内3箇所は戦後改築され幅員もある程度広くなっておりますが、欄干も必要でないかと思いますが、山田橋につきましては部落の先輩方に聞いてみますと、50年程前に建てられたのではないかという話でした。特に饒波線は饒波部落民だけでなく、大宜味、大兼久の農業に従事している方々、そして喜如嘉地内におきましては畜産業も営んでおりますし、又、奥の方には村のちり捨て場もございます。

そのために車両の往来が激しい村道になっております。それで50年以前に出来たこの橋が、はたして現在の大型トラックに満載して通過した場合に対応出来るだけの強度があるかどうか。この点が非常に考えられるわけですが、特に村当局においても重要な村道と見ている関係上、何回か砂利敷をして道路改修はやっておりますが、山田橋につきましては幅が狭く砂利敷のために路面が上がり、欄干もないという非常に危険な状態である。その点につきまして当局は改築又は防護柵の取り付けが必要だと思いますが考えておられますかどうか。

○ 村長(根路銘安昌君) 確かにその道路は林道で造ったものではなかったかと思っているわけです。幅員も狭いわけです。

それにつきまして、確かに狭くて危険性はあるわけです。その橋の改修ということでございますが、現在、これを農道の改修計画で県にも要請をやっているわけです。でありますので橋の改修につきましては考えておりません。

防護柵についてでございますが、橋の幅が3メートルしかないということでございまして3メートルのものに更に防護柵を造るとなると更に橋が狭くなると、担当課の意見を聞いてみますと、大型車両の幅員が約2メートル70であると、そうするとこの橋に防護柵を造ると

両方から15センチぐらい幅員が狭くなって、橋の幅が2メートル70にしかないというふうなことでございまして、大型車両が通らなくなるというふうな状態になるということです。でありますのでそこは防護柵も無理であろうと、そこは危険の標示を立てたらどうかということで担当課の方では検討しているわけです。

○ 8番(崎山喜弘君) 当局としても危険箇所であるという考えは変わらないようですが、村道饒波線は田港線とつながっており、村としても重要な道路と思います。それで大宜味村中部開発のためにも村当局が重要視した問題ではないかと考えられますが、今後国、県等に当り早急に道路改修工事を進める考えはないかどうか。

○ 村長(根路銘安昌君) 村道としての改修は非常に難しいわけです。と言うことは、今、自己財源で出来るということであれば別なんですけど、現在の財政状況では自己財源では無理であるわけです。

補助事業を受けてやるということになりますと、村道につきましては国の方といたしましても1級村道優先ということで改修がなされているわけですのでこれはその他の村道でございますので、なかなか村道改修についての採択というのが難しいわけでございます。これを農道で改修したらということで県にも強く要請しているわけですが、それが採択されるか、或いは採択されても何時になるかということにははっきりしない状態でございます、県を通じて要請をしているところでございます。

〈赤土等流出汚染防止について〉

○ 7番(山川正行君) 漁民の方々はモズクに大変力を入れて、特に本年は2,500枚の網が設置されて、そして当初大変な出来映えで、その収入も大きいものと期待しておりましたが、突然赤土が流れ込んで殆んど全滅状態になっております。将来に向けて5万枚の網が設置される可能性があるかと当事者達は話しているわけですが、そして今度の被害額も3千万から5千万という予測も出ております。

そういう状態でございますので、何とか赤土の流出を防げるようなことは出来ないものかどうか。そしてその対策も必要と思いますがどうお考えですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 今まで本村全般的に見ますと赤土の流出は次第に減ってくる傾向にあったわけです。ところが先達て私は出張中でありましたがいろいろ事情を聞いてみますと、開発による赤土の流出が出たということ聞きまして残念に思っているわけです。

特に私共の地域におきましては、海の生産でありましても、或いは陸地の生産でありましてもうまく生産が出来る環境をつくることは大事なことだと思うんです。

でありますので、その対策は是非必要と思うんです。それで念のために申し上げますが、私共も住民の啓蒙につきましては十分やってないわけでございますが、現在は本村において

これを防止するところの独自の条例は持ってないわけですが、県土保全条例に開発面積よって許可を受けなければいかんようになっているわけですが、これは3,000平方メートル以上の開発については許可を受けなければいかんようになっているわけですが、住民に対してそのようなことが徹底されてなかったということ、聞きますと上原地域において開発したのが実測はしてないわけだが3,000平方メートル以上あるであろうという報告を聞いているわけですし、これも県土保全条例に基づいて、当然手続きをしてやるべきであるのだが、このようなことがなされてないのは申し訳ないと思っております。

○ 7番（山川正行君） 当事者の話を聞いてみますと、大保川から流れてくる濁水は余り被害はないようです。赤土のまじった小さな粒子のまじった水が被害は大きいようです。

そうすると屋敷とか小さな所の被害も入るわけですね。ですから先程おっしゃった県の条例ではこのような小さい所は規制出来ないそうすると独自の対策が必要になってくるんですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは近い所から流れるものということでございますが、これからどう対処しなければいかんかと検討しなければいかんわけですが、確かに県土保全条例につきましては面積の制限がございます。

それには小さなものは適用しないわけですが、その小さいものひとつひとつどのように対処していくかということ、これから出来るか出来ないか根本的な面から検討していかなければいかんと思います。

○ 7番（山川正行君） 1,000平方メートルでも2,000平方メートルでも同じ被害が出るわけですね。そうするとこれは規制されないわけですね。東村の赤土等流出防止条例を調べてみると、規則の中で赤土の流れる恐れのある場合は村長に15日前に届け出るということになっています。そういうものを作る必要があると思っておりますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村といたしましてこれからこのような条例制定検討するわけで、屋敷とかそういうふうなものの規制というのが出来るかどうかということですね。

農地につきましてはの更新とかのものには可能でございますが、或いは屋敷の埋め土とかは出来るわけですが、ごく小さなものでも可能であるかどうかということ、これはこれから検討しなければいかんと思っております。

おっしゃるように確かに東の赤土防止条例にはそのようなものがあるわけですね。

これの防止につきまして、これから本村としましても環境を保全するという意味から条例そのようなものを検討しようということですね。

○ 7番（山川正行君） 来年あたりも準備して養殖されるわけですね。他の所からも出ないとも限らないわけですね。その場合に当事者から要請のあった場合に一緒に対策すべきと思

ますが、どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 次の区長会におきましては、そのような県条例などを説明して、住民にも知ってもらうように区長会においても説明してもらうように話し合いしているわけです。

○ 7番（山川正行君） 来年も同じような被害が出る可能性があるわけです。そのような場合、関係者から村に対して何とかしてくれという要請があれば、一緒になって対策をやる考えはないかということです。

今度の問題はちょっとしたことで防止出来たんです。被害を最少限に食い止める必要があると思うんですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その件で既に開発した所、そういうふうなことも考えるわけですが、先ず、手っ取り早く考えておりますのは、先達って経済課の方にも漁業者の方から協力要請があったようでございますが、開発した人を呼んで当面の対策といたしまして、そういうふうな被害を起こさないような防止対策を開発した人が出来るだけの防止をしてもらうような話し合いをしようというふうに話し合いをしているところです。

○ 7番（山川正行君） 将来こういうものを作る考えはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 条例制定については、作るという方向で検討したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時33分）

再 開（午前11時38分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈第2次構の安瀉地土地改良事業56年実施予定について〉

○ 13番（平良嘉清君） この件については54年9月の定例会で話したわけなんですけど、その時の話からしますと、55年は地域との取り組み作業を行うということでございましたが、地域との話し合いは何時頃どのような形で持たれるか。

○ 経済課長（仲村順三君） 事業実施に向けて土地改良区の設立、或いは地主との懇談、事業計画等についての話し合いを今年度やっていくつもりでありますけど、まだその話し合いはいたしておりません。

予定している諸事業の認可申請等でなかなか話し合いに入れませんが、認可申請が完了次第この事業に向けての具体的な話し合いを進めていきたいと考えています。

どのような方法でやるかということですが、事業主体が関係地主側になりますので、先ず、事業主体の組織作りから話し合いして、理事を決めまして理事を対象に細かい面の話し合いをしていきたいと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） 面工事の設計は出来ていると思うんですが、面工事に対して地域との話し合いは持たないでいいか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業で計画しておりますのは、圃場整備、客土、農道、排水、このように計画としては持っていますが、どのようにして進めていくかということについても準備委員の組織をして、その中で具体的な面について進めていきたいと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 面工事の設計が出来ておれば、およその圃場区画や道路、或いは沼地についてどうするということは知ってないか。

○ 経済課長（仲村順三君） 今、計画しているのはあくまでも県とのヒヤリングの段階の内容でありまして、実施設計にもっていく前にどのような形にもっていくかということとは関係地主等で進めていくんですが、今、計画しておりますのは、圃場整備5.6ヘクタール、客土が平均で30センチ、区画は75メートル×45メートル農道が920メートルで幅員4メートル、排水1,530メートルの計画をしています。

〈離岸堤について〉

○ 5番（平良 実君） この施設は本村において始めてのものだと思いますが、大宜味の前に設置されて国道又は集落を保護する施設だと理解しています。

住民としてこの施設について目的がはっきり分かりませんので、次の点についてお伺いします。

一部地域が強化されていきますと潮流の変化で他の地域への影響がないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 建設課におきましてもどのような影響が出てくるかということとは、はっきり分かってないわけです。

確かに他の所に影響があると私は思うんです。例えば、それを造るとそこに砂が余計溜るわけですので、その沖の所から砂が寄って沖が深くなるとか、というふうなことも考えられるわけです。

はっきりした影響というのは私共といたしまして現在どうというふうなことはよく知っておりません。

○ 5番（平良 実君） この事業は年次的に継続されていく事業であるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村といたしまして県に対しまして、海岸の保全事業につきまして本村の広範囲にわたりまして要請をいたしているわけでございます。これは長期計画でございまして広範囲にわたって県に要請いたしているわけです。

○ 5番（平良 実君） この事業の施行前には地域に対して説明会等が持たれるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） この事業は県営の事業であるわけでございます。

その施行とかそういうふうなものにつきまして、地元の説明がない場合もございまして。大

宜味の前にやっている離岸堤もそういうふうな説明ございませんでした。ですから地域住民に説明があるかどうかということは、事業主体は県でございますのはつきり申し上げることは出来ませんが、極力そのように地域の住民にも十分説明してやってもらうようにということは、県に要請したいと思っています。

〈元津波巡査駐在所建物の処分について〉

○ 14番（親川富二君） 聞くところによりますと、同駐在所には署員の配置は行なわないとのことで、数年前から空家になっている現状で、この建物の処分については名護署から村当局に任されていると聞いていますが、そうだとしますと、その処分の方法についてどのようにお考えでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 津波駐在所の処分について村に任されているということですが、これは財産的なものでございましてこれは県警の財産でございまして、村に処分が任されるということは考えられないわけでございます。

この件につきましては、村としてこれの払い下げ申請を出さんかというふうなことがあったわけです。

ところが県としてこれを廃止するという何かの手続きが必要でなかろうかと、こちらから払い下げをしてくれということになりますと、もう、津波の駐在所は必要ないということを我々自体が申し出るということになるわけです。でありますので、県が何等かの措置を講じなければ、こちらから申し入れていいものかどうかというふうなことを考えているわけでございます。地域住民といたしましては駐在員を配置してくれというふうな強い要求でございまして、私共も折角駐在所を造ってあるのだから駐在員を配置してくれという要請が先ではなかろうかと、そのように要請もしているわけなんです配置も出来てないような状態でございます。

これにつきましては、こちらから積極的に駐在所を無くする方向でやるのではなくして、どうしても県警といたしましてこれを廃止するならば、その建物につきましてはこちらに払い下げしてくれということの要請はしなければいかんと思うんですが、こちらから進んでこれを無くしてくれというのはどうかと思うんです。

○ 14番（親川富二君） この建物の周辺には雑草が生い茂っておりまして又、58号線に面しておりますので、大変見苦しい感じを受けるわけです。

そこで区長としても大変心配しているわけで、家際空家になっているような現状でありますので、その周辺の管理、或いは先程村長からお話がありましたように、村としては駐在所に是非とも署員を配置してくれと、そういった方向で積極的に県に要請されると、大変有り難いことではあります、現在のところ数年前から空家になって見苦しい状態でありませ

ので、只今、村長の方からお話がありましたように、その方向に何とかして署員を元どおり配置していただきたいと、そのように村当局としても極力要請されるお気持ちがありますかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように、駐在の配置については名護署の署長にも申し入れてあるわけです。

〈過疎地域振興計画の集落道について〉

○ 12番（東 武郎君） 塩屋部落内には国道58号線と県道4号線から学校に通ずる村道につながる、部落内では自動車及び人の往来の一番激しい道路が計画に盛られてないが現地を調査して計画に織り込むことは出来ないか。

この道路はモデル事業の集落道の中でも重点箇所として施工順位までも上位に計画されていたが、村の査定、モデル事業からも消えているので毎年班の住民が補修している状態であります。

このような状態でありますので、構造改善事業か過疎地域振興計画のいずれかで整備して、地域住民の負担を解消するため政治的配慮が必要と思うが、これについて村長はどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これにつきましては確かに部落内の集落道の中で交通量の多い所ではなかろうかと思うわけです。

どうしてこれがモデル事業に入れられなかったのか疑問に思っているわけです。それで現在その線につきましては、建設課の方から塩屋の区長に対しまして、現在集落道を計画しているもの全部出来るかどうか、もしも出来ない所があるとするならば、現在おっしゃるような所に変更したらどうかと、この件につきましては、これから変更の件総合事務局、或いは県あたりと協議しまして、可能であるならばモデル事業でした方がいいのではないかというふうなことで、区長に対しても建設課の方で相談をいたしているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈村有林野の無断耕作について〉

○ 9番（松島重克君） この問題は村有地払い下げ調整委員会の建議に端を發しまして、去った12月定例会においてお尋ねしたわけでありましたが、十分な説明をお聞きするのに至らなかったのでありますので、再度お伺いいたしたいと思えます。

この無断耕作にかかわる個々のケースにつきまして、その調査結果、或いはその措置につ

いてお伺いしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今の村有林野の無断耕作についてですが、報告は受せておりますが、詳しいことは担当課長の方から報告させます。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時10分）

再 開（午後1時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番退場。

○ 経済課長（仲村順三君） 私共が確認しました無断耕作地、一応作物が作付けされているかどうかとおよその面積について調査しましたので、報告します。

東村界にありました無断耕作地は、パインは撤去しまして、無断耕作地の半分ぐらいは木の苗を植え付けさせてあります。

23林班については2件なんですが、1件はパインの作付けがなされていて、面積はおよそ50アールぐらい、もう1件は、これも面積50アールぐらいでみかんが作付けされて、6か年ぐらい経過しております。

24林班については、約100アールぐらいパインが作付けされています。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今調査結果について報告があったわけですが、東村界にありますのは前に申し上げたと思うんですが、早く作物の撤去をして造林するようにと申し渡していたわけです。それで現在約半分ぐらい造林しているということでございますが、造林ができなかったのは苗木等がなくて全部出来なかったということですが、引き続き指示しました所の造林につきましては早く完成するように造林を更に指示したいと思っております。

残りのものにつきましては、これはごく間近かになりまして報告があったわけですし、23林班24林班につきましては払い下げ地域に設定された所でございますので、造林させるということはどうかと思いますので、この人達を近い内に呼び出しいたしまして耕作権の放棄をするようにということを申し渡したいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 東村界のものにつきましては前にお聞きしています。今お尋ねしておりますのは主として村有地払い下げ調整委員会の建議に基づくものである。今報告を受けられた結果を説明されているわけですが、前にお聞きした件数と違っておりますね。どちらが正しいのでしょうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 前も4箇所ということでお答えしたと思うんですが、現在調査したのも4箇所であります。

○ 9番（松島重克君） 先程の説明では2箇所とお聞きしたんですが、どうですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 23林三班にある2箇所、24林班の1箇所、東村界の討4箇所です。

○ 9番（松島重克君） 4箇所ということですから先に聞いた件数と合うわけですが、面積あたりの調査抜けている所があるのではないですか。それから耕作された時期などの調査はどうなっていますか。面積や耕作時期の正確な調査はやっておられませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） 面積については目測でおよその調査しかやっておりません。作物については、先程のみかんは5－6年前に植え付けしたと、これは本人に会って調査しましたのはっきりしておりますが、残りのパインの2箇所は本人に会えなくて、無断耕作の時期もはっきりしておりません。

○ 9番（松島重克君） 只今の説明をお聞きしますと、どうも調査が十分になされていない感じがするわけです。普通こういう調査をする場合は、何時頃こういう事件が起ったのか、そして面積はどのくらいか、そして現在までどういう措置を講じて来たか、そしてこれに該当する人達はどういう言い分を持っているか。ここらあたりから現在までこういう問題が残っている事情を釈明することが出来ると思うんです。

何故、相当の年月を要してここまで来ているか。

村の財産がこういうようなずさんな扱われ方をしているということは、言葉を変えるならば、村の村有財産の管理能力をうんぬんということになるんじゃないかと思うんです。

これ等のものは相当月日が経過しているものだけではないですか。例えば、パインあたりにしますと何回か更新されているということでしょう。そしてみかんの場合であっても、これは移動させにくいということであれば将来も続けてそのままになるということですか。

前にも申し上げたんですが、片方では即刻撤去させられ、というようなケースがあるわけです。こういう4件の該当する方々に現在村としてどういう措置をされているかお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 現在までの措置についてなんですが、この関係者に文書或いは口頭で何回となく作物の撤去の措置方を要請してきたんですが、なかなか耕作を止めない状態であります。

○ 9番（松島重克君） 文書でということですが、少し生温いんじゃないですか。私の聞く範囲におきましては、撤去された方々はその時点で始末書を取って、そして作物を撤去させられたと、この現在問題になっている人々に対しまして始末書などを取られておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 3件については始末書取っておりません。

○ 9番（松島重克君） だからそもそもそういうところがおかしいんですよ。場合によっては拾数年に及ぶものがあるという話でしょう。又、短いものでも4、5か年ということ

も耳にしているわけです。

その間文書は出されたかも分からないが野放しである。こういうことでは村有財産の管理はたして立派にされているかどうか。一般住民が聞きますと思うのでしょうか。

次の議会までもっとしっかりした調査をして、我々に説明お願いしたいと思います。何時頃こういう事件が発生しているのか、そしてどのぐらいの面積であるのか、それから該当する人達の言い分はどうか、出来るだけ詳しく今までのいきさつ等も、もう一度私の方でお聞きしますので、それだけの調査をしていただけますか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 何時頃無断開墾が発生したか、或いは面積の再確認、相手方の言い分の調査を何時頃までということですが、出来るだけ早目にそういう調査をしたいと思います。

○ **9番（松島重克君）** 払い下げ調整委員会の建議に端を発しましてこういう問題が出ておりますので、そう長く待てないと思うんです。この問題が出ましたのは去った12月と申し上げたとおりであります。でありますので、次の定例会までに個々のケース毎に出来るだけ綿密な調査結果をまとめていただきたい、出来れば私が申し上げている以外にもこの問題の解明の資料になるものがあれば、それも含めていただいてもraitたいと思います。

何故、現在までこういう結果が続いたかと、これは是非解明しなければならん問題だと思いますし、これからの村有地の管理に大いに役立つと思いますがどうでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 村有地の無断開墾が発生したということ自体大変申し訳なく思っているわけです。又、この件につきまして私共も最近分かったわけでございまして、それを察知しなかった私共の指導態勢につきましても申し訳なく思っているわけですが、確かにおっしゃるように村有地そのものが村民の財産でございまして、その管理につきましては慎重を期さなければいかんと思っているわけです。でありますので、このような問題が発生しておりまして、その問題の解明のためのひとつの調査だと私は思っておりますので今までのいきさつ等につきまして担当課、或いは村の機関あたりにも十分調査をしてもらうようお願いしまして、我々としてもどういうふうに発生したかということを知ることが必要でございまして、このような調査は必要だと思いますので、おっしゃるとおりの調査を担当課、或いは払い下げ調整委員にも相談しまして調査をお願いしたいと思っています。

○ **9番（松島重克君）** 最後に今後の管理対策をお聞きする予定でございましたが、これは調査結果を待った上で、当局も十分ご検討していただいた上で次回にお伺いしようと思っております。

只、片方においては長年にわたってこういう措置を採られないままにしている、片方では即始末書を取り作物を撤去させたと、こういうことをこういう措置を受けた人に対して、当

局はどう思っておられるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 作物を撤去させて始末書を取った方にどう思うかということで、私は東村界のものだと思うわけですが、（私語有り）

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時45分）

再 開（午後1時48分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断耕作して作付けして村の指示によって撤去した人と未だに撤去しない人、確かに聞いてみますとこのようなことがあるということ、先程から申し上げるんですが、事実私はこの無断耕作の件ははっきりと確認してなかったわけです。最近になりまして23林班の1箇所が分かり、更に調査結果によって23林班の1箇所が分かり、更に24林班の1箇所が分かったということでございます。

それが前から分かっておれば私の方としましては当然同じ時点におきまして、撤去するようにと指示をやるべきであったわけなんです、十分それが分かってなくて申し訳ないと思っているわけです。

片手落ちがあるということはまずいことでもありますので、手続きを経てないで耕作をやっているということは撤去をさせなければいかんと思っているわけでございます、片手落ちがあったということに対しましては大変私共といたしましてのミスがあったというふうに残念に思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 只今の答弁からしまして、こういう村の財産を管理する大切な事柄らについての事件が起ったことを担当者から担当課長へ、そして担当課長から長へ、そういう適切な報告がなされてなかったというのはおかしいわけです。はたしてお役所の仕事でそういうことがあるのかどうか。しっかり縦割りの組織が出来ていると思うんですがね。それがなされないということはどうもふに落ちない。先ず、これは違法行為であるわけですから、当然始末書を取って撤去させるのは当たり前だと思います。これはおっしゃるとおりだと思います。只、問題は始末書を取って撤去した方が、やはりそういうことをやったということはそれなりの事情があったのではないかと思うんです。違法行為に出なければならなかった事情があったと思うんです。それもお聞きされているのではないかと思うんですが、そのお聞きされた上で措置されたと思うのが普通なんです。ところが片方では長期間黙認が続けられている。始末書も取ってない所が殆んどだと、その間更新が堂々で行なわれている。であるならばそういう措置を受けた人はどう思うだろうか。多分この方もそれなりに土地を持っておればこういう行為には出なかったと思うんですがね。これは推測であるから分かり

ませんが、多分止むを得ずそういう行為に出たのではないかと推測するわけです。そういう方は法どおりに処分され、片方ではそういう措置が講じられなかったというのは、これは当局としてそういう人に何等か一言あってしかるべきだと思いますがどうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問は、村の指示どおり撤去しました人に対しまして何等か考える必要はないかということですか。

これは指示どおり撤去した人は正しく認識したということでございまして、その人達の行為に対しましては現在のそのままの人達と比較しますと、良心的であったということを申し上げたいと思っているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 良心的に村の指示をすなおに受けられたということに対して良心的だとおっしゃっておられるものですから、これは当局のお考えになることですが、やはりそういう事実はあったんですから当局から該当する方に一言あって然るべきと思うんですが、この一言あって然るべきということについてどうお感じですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その人の行為に対しまして良心的であったということで評価するわけでございまして、これが当然のことでございますので、別に今のところ考えておりません。

○ 9番（松島重克君） 当然のことであるということは私も認めているんです。違法行為ですから村が措置され、そして該当者は悪かったとすなおに受けられて、この人の件に対しては即刻解決したわけです。

ところが長年かかって解決出来ない問題が事実存在しているわけですよ。すなおに受けた方は堂々と更新される状況を見ているんですよ。やはり人間であれば何か感じるはずですよ。

そういうことが事実あるわけですから、村の指示をすなおに受けた人に対しては村当局は一言あって然るべきでないかと思うんですが、これは当然だと思うんです。堂々と居座った人が得しますか。今の世の中は、これじゃあいかんと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては、こちらから撤去要請をやった人の行為に対しましては、当然の措置であるわけなんですけど、その反対に撤去しなかった人もいるわけですから、そこにはひとつの比較というのが出てくるわけです。そういうふうなことから考えますと、今までやっている人に対してこういうふうなことで村としてもミスがあってこういうふうなことであったということで、その人達に事情を説明して現在残っている人に対してこういうふうな状態が続いているということに対して話し合っていないということは言わなければいけないと思います。

（本年度における煙霧消毒作業の実施結果と今後の実施計画について）

○ 3番（山城宗喜君） 本年度におきまして村内もれなく煙霧消毒が行なわれたかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 実施方法は昨年と変わらないわけですが、本年度は全部ひととおり終えたわけです。

○ 3番（山城宗喜君） 引き続いての実施計画はありませんか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 村自体で実施する煙霧消毒作業は完了したわけなんです、今後の消毒方法といたしまして、各部落の青年会、成人会が自発的に煙霧消毒をするのであれば薬品、資材、燃料費は村が提供するということは伝えてあるわけです。このことは今年度の春の清掃週間の清掃協議会においてもお願いしているわけです。

それから各部落にスミチオン乳剤を配布しておりますので、これは蚊の発生源である水溜りの散布を各部落でやってもらうということで、各部落の事務所に置いてあります。

○ 議長（玉城一昌君） 13番入場（午後2時02分）

○ 3番（山城宗喜君） 日本脳炎や伝染病の源である蚊は、発生源である水溜りを除去すれば防止出来る、そこで防止対策としては水溜りが身近にないかどうか、又個人に属しない水溜りがなくどうかを調査して、あるとすれば個人に関係のある場所は当然個人の責任において処理し、個人に属しない所については共同作業によって処理するのが望ましいのであります。

これ等のことを住民に周知徹底させて指導を行う必要を痛感いたしますが、行政指導の徹底を図るお考えはないかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 本村の場合は殆んどが蚊の発源地帯でありますので、特に最近では生垣の清掃が徹底してないわけです。特に空き屋敷の場合はひどいわけで、当然そこには管理者がいると見ているわけでその管理者にしてみたら、広い所は共同作業でやるように指導しているわけです。このことは数年前から指導しているわけなんです、衛生活動は自主的にされなければ解決出来ない問題ですので、今後とも衛生指導は強化していきたいと思えます。

（村道（喜如嘉一謝名城線）整備工事により被害を受けている住民の対策について）

○ 10番（前田貞四郎君） 喜如嘉7班の幸地川橋を渡った右側に排水溝があるんですが、その現況は人家が4戸ありまして、その内2戸が空き家で外に空き屋敷が3戸ありますが、その橋のすぐ側の家が大雨が降る度毎に床下浸水しています。去った4月にも子供達を総動員してバケツで汲み上げているので見てみたら、前はこの排水溝は学校に向って右側を流れていたわけですが村道を整備したために道路が上がって排水が利かないで、道路を横断してヒューム管を通して幸地川に落としているんですが、排水口が高いものだから水が流れないで浸水していると、8年間も泣き寝入りしている現状ですが、早急に調査しまして暗渠を改修する意思があるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 喜如嘉7班の村道を横断する排水溝と思っています。

それにつきまして概略の調査をやっているわけですが、現在の道路幅内における排水溝のこう配が非常にゆるいようでございます。2センチぐらいのこう配だと言われています。それで今おっしゃる家の前の排水と道路の排水とは約20センチの差があるということでございますが、詰ってはかないのか或いは20センチの差があればある程度はきそうだがと、これについて十分調査させまして水はけが良くなるような方向で検討してみたいと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 道路を横断しているヒューム管が上がっているんです。だからもう一回埋め変えすればはくようになるわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） そういうふうな技術的なところを担当課に十分調査させまして、うまく処理出来る方向で調査させてみたいと思います。

〈過疎法と村民対話について〉

○ 7番（山川正行君） 過疎地域振興法の適用によって、本村でも多くの事業が計画されていますが、一部地域にある施設などは村民の十分なるコンセンサスを得る必要があると思うわけです。又、村民の声もそのようになっています。特にこの新しい法律は今から地域の振興をしていこうという、長い時間かけてやっていくものですので、十分に村民との対話が必要と思うわけですが、そのような計画がおありですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 過疎法そのものが独立したひとつの事業をやる法律でなくして、他の事業をやり易くするための法律であるわけですので、法そのものにつきましてのものは他の道路であれば道路を造る法律に基づいて、それに応援しようというのが過疎法の本質であるわけでございます。

それで過疎法そのものにつきましては別に住民との問題はないと思うんですが、事業やるに当たって部落あたりが希望していた事業の他に計画しているのがあるわけですので、そのようなものにつきましてはその地域の方々と十分話し合いをして進めていきたいと思っています。

○ 7番（山川正行君） 確かに法律そのものはどうということないと思うわけですが、従来全く計画されてなかった歯科診療所、或いは村営住宅などが出ていますし、法律の適用と事業の計画とを十分に村民にピーアールする必要が出てくると思うんです。

我々でもこの法律に対しては全く分からないわけですが、そしてこの事業がどういう方向で進行していくかということに対しても一定の期間がないと理解出来ないのではないかと思います。

そういうことでこういうことを含めて、住民に十分ピーアールしていく必要があると思うわけですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたとおり特殊なものにつきましては地域の
人達と十分話し合いしてやるということでございます。又、全体的なものにつきましても住
民の理解を得るといことはやっていきたいと思っています。

○ 7番（山川正行君） 例えば、広報を利用するとか、適用された新しい法律を理解させ
ていく必要があると思いますが、そういうことが必要ないですか。

今の説明では事業については説明していくということなんですが、その法律が適用された
ということを知らせる必要があると思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事業を行なうにあたりまして、説明するにはこういうのが適用
されてやり易くなったということは説明しなければいかんと思うんです。

〈みかん産業について〉

○ 13番（平良嘉清君） 54年度以降の村内のみかんの成育状況を見た場合には、みかん産
業に対する取り組み、或いは成育状況についてどのような考え方をしているか。

○ 経済課長（仲村順三君） 優良系統のみかんの成育状況はどのようなものであるかとい
うご質問のようですが、こういうものは圃場或いは人の差によっていろいろありまして、管
理者或いは圃場によって相当成育しているのもあるし、反対に余り管理がいきとどいてない
のもあると思います。

○ 13番（平良嘉清君） みかん産業に対する政策面のテコ入れはどのような角度からしな
ければならないか。

○ 経済課長（仲村順三君） みかんの市場性を高めて増産するには、どうしても肥培管理、
或いは病虫害の防除、せん定技術等の問題が出てくると思うんですが、それに加えまして風
に対する対策が重点的に取り上げるものではないかと思うわけですが、そういうことについ
ては普及所、農協、と一緒にこれまでも指導やってきております。

今後とも地力増強事業を取り入れまして、技術面の向上を図るために一層指導強化してい
きたいと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 自然的な条件をいかに克服するかということの指導のあり方が重
要だと思うわけですが、みかんに対する土作り運動、確かに前にも申し上げたんですがその
ような面に対しましてはどのようなテコ入れが必要であるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 沖縄におけるところのみかん栽培というのは歴史的に非常に浅
いわけです。そういうふうなことから土の条件、或いは管理の面におきまして沖縄は非常に
遅れているわけです。農家の認識そのものも遅れているわけです。土作りというのはどのよ
うな作物においても大事なものだと思っているわけです。

ところが、復帰前にみかんを栽培した当時の指導としまして有機物は必要でないというこ

とで指導さて、みかん栽培が進められて来たわけでした、最近になりましてその弊害というのが問題視されているわけでございます。

土作りの重要性からしまして村といたしましても生産組合にトレンチャーの購入に対して補助をやったと、又、54年度におきまして地力増進対策の事業をやっておりますところのものもみかん関係に振り分けられているものもあるわけです。

更に、これから生産部会等を通じまして普及員とも連絡いたしまして、土作りの重要性を各栽培している農家の皆さんが十分知ってもらうように啓蒙をやる必要があると思っているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 去った土壤改良剤の配布がみかんに対象したわけです。散布の場合に、成育の状況、土壤の条件、施肥のやり方を勘案してやらんというと思わぬ弊害が起るわけです。現にこういう弊害が出た箇所が見受けられるわけです。こういうことに対しても同じ条件でないので、もう少し積極的に指導する考えはないかどうか。どう取り組みするか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに土壤と相談して改良剤は入れべきでありまして、農家個々の土壤診断が必要になってこようかと思うんですが、去年行ないました地力増強対策事業によって購入した改良剤については酸度の高い所を対象にということでみかんを重点に改良剤を投入させたわけなんです、改良剤を施肥したために弊害が出る圃場の調査については、団地毎に土壤調査をして、可能な限りそういうふうな基準を立てて改良剤の施肥については指導していきたいと考えています。

〈国頭地区消防組合設立に伴う財産の引き継ぎ管理について〉

○ 5番（平良実君） 組合が設立されて3か月になり、設立に伴う財産の引き継ぎ等がどうなっているか。4月1日で引き継ぎされたと理解していますが、前の1分団、3分団、4分団にまだ保管されている機械の管理等の面でお伺いしたいと思います。

引き継いだ財産の種別についてお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 目録がございますので読み上げて報告いたします。

4月1日付けになっております。消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車1台、トヨタワゴン車1台、これは従来救急車として使っていたものです。小型動力ポンプ3基、無線が基地局1、移動局2、トランシーバー2個、人工そ生器1、マジックギフス1、タンカ2、消火器ABC20型2、ホース65ミリのもの30本、それから各部落に施設されております消火栓69箇所、ホース55本、筒先18、以上が譲渡した財産でございます。

○ 5番（平良実君） 村長も副管理者であるのでお伺いしますが、引き継ぎ後の旧1分団、3分団、4分団に保管されております小型動力ポンプの管理についてと、現在保管されている地域の区長などには交代されている方もおりますし、その方達に管理面についての話

があったかどうか。どういうふうな管理の方法であるのかお伺いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時02分）

再 開（午後3時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは国頭地区消防組合の財産になっているわけですし、管理そのものは組合がやらなければいけないわけです。それで副管理者であるからそういうものがどうなっているかということですが、そういうふうな業務におきましては消防長が担当すべきと思っているわけです。そういうふうなものにつきまして組合の方からもまだ話は受けておりません。このようなものにつきまして総務課の方と連絡を取ってやっているわけですが、消防組合としましては職員を研修にやったりして、各地域における細かいものまではまだ十分手が回らんという状態のございます。それで今後消防団も出来ますので、そのような消防団との関係で管理されていくのではないかと考えております。

○ 5番（平良 実君） これが管理もされずいざというときに使用出来ないというふうな時には村としても大変ではないかと考えます。副管理者としましてこういうことも心掛けて、整備するよとということを経理者の方に申し入れ出来ないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては、管理の状態も早くうまくやっていくよと総務課の方からも絶えず連絡を取っているわけですし、今後もそういうふうなことにつきましては消防長に早く出来るように申し入れしたいと思ひます。

〈大型廃棄物について〉

○ 9番（松島重克君） 昨今、各家庭から出ますゴミの中に大型廃棄物が時々まじっているわけす。

例えば私の近くの例を挙げますと、班の寄り合いとかの会合を利用いたしまして大型廃棄物は各自が責任を持ってしなさいという話し合いがなされているわけす。ところが、たまたまそういう大型廃棄物がゴミ集積場に出てくるわけす。誰が何時持って来るのか分からない。そして回収車はこれを積んでいかないものすから何時までもあると、そして周囲の人達がこれでは困るといふことで何回かは村のゴミ捨て場まで運んだことはありますが、再三になりますとそれも出来ず、最近は大きな車のシート2枚が放置されているわけす。それでこういう状況が村内の他の地域にもあるのではないかと感じるわけす。が、こういう状況を当局が知っておられるならば、最終的にどういふふう処理されているのかお知らせ願ひたいと思ひます。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 従来まで家庭内から排出されるゴミは村の収集車で処理して

いるわけですが、大型のものに対しては個人でやるように指導してきたわけですが、しかし最近になりましていろんなものが各部落のゴミ置き場に置かれているわけですが、その中にはテレビ、洗たく機、冷蔵庫、畳、車のシートとかがたまたま見受けられるわけです。各部落を調査したわけではありませんけれども、ざあっと見てやや似ているわけです。現在の塵芥処理車では能力的に対応出来ない状態なんです。

そういうことで去った清掃協議会においても、このような大型廃棄物は個人で村のゴミ処理場に搬入するようにお願いしているわけですが、そういう中でも捨てる人がいるわけで、誰が捨てたか我々も分からないわけで、何等かの対応策を考えなければ出来ないと考えているわけです。今のところは、大型廃棄物は各自で処理させる方向で指導していきたいと考えているわけです。

何故そうなったかと申しますと、我々が協議会の中で区長にお願いしているんですが、そういうことが末端まで周知徹底されないというところに原因がありはしないかと考えているんですが、今後とも各部落のゴミ置き場にこういうものが置かれていたら調査しまして指導を強化していきたいと考えているわけです。

○ 9番(松島重克君) おっしゃるとおりだと思うんです。現在の収集車では回収出来ないわけです。現実としまして誰が何時持ってきたか分からないゴミが次々出てくるわけです。これが班ごとのゴミ集積場なら申し合わせて出来るんですが、道の側であれば通りがかりに置いていくというようなケースが非常に多くて、班の話し合いでは、これは我々の班でなしに通りがかりに置いていくんだという話になっているんです。常時監視するわけにもいかないものですから、非常に困っているわけです。今の話からしますと従来どおりの方針でやっけていかれるということですが、誰が何時持ってきたか分からないゴミまで地元の人達が村のゴミ捨て場まで持っていくという負担は困るという声が一番最近出だしているんです。部落にこういうものを集める場所を1か所造って、適当な時期を見はからって積んでもらうと、何かの方法をしないと、何時誰が持ってきたか分からないゴミのために悩まされているというのが現状でありますので、そういうことも含めましてご検討お願いしたいと思いますがどうでしょうか。

○ 厚生課長(稲福幸三君) これは前向きに検討しなければいけないだろうと考えているわけですが、今の塵芥処理車では構造上積載することは出来ないわけです。又、やるにしてもかなり危険性が出てくるわけです。我々としても通りがかりに捨てるだろうと予想しているわけなんです、地域住民に出来るだけ収集日の朝に出すようにお願いしているわけですが、これもなかなか実行されないわけです。何時もゴミが出たら置くものだから通りがかりの人もゴミ捨て場ではないかという考え方で捨てるのではないかと、ゴミにもいろいろあり

ますので余り範囲を広げた場合には村としても対応出来ないんじゃないかと考えるわけです。ですから家庭から排出されるゴミでも幾分か制約しなければ出来ないんじゃないかと、家を壊した材木や生垣まで置かれると全く手がつけれないと思うんです。ですから家庭から排出されるのであれば畳や電化製品ということになるかと思うんですが、畳を出す場合は切りきざんで積めるような状態で出すと、それからテレビなどはゴミ処理場に置いても終末処理は出来ないわけです。ブラウン管の中に水銀を含んでいるものですから、これは一括して何等かの方法で処理しなければいけないわけです。

今の場合、そのようなゴミを処理する場合、月に1回やるにしても予算が伴うわけで、そういう面で検討進めているわけなんです。差し当たり委託してる業者と相談しまして月に1回でもいいからやっつけていける方法を考えているわけです。

〈幸地川上流に砂防堤の建設について〉

○ 10番（前田貞四郎君） 大雨毎に上流から流れてくる土砂のために土地改良区の間際にこの土砂がたい積しまして被害を及ぼしつつあるんですが、土地改良区内の管理は土地改良区がやるわけですが、以前は幸地川は浴川に流れていました。又、学校の前の排水路も浴川に流れていましたが、耕地整理したために幸地川にこの排水が接続されている、その接点の上に泥が重なって、これは設計のミスかどうか分かりませんがそういう現況でありまして、やがて道と同じ高さになりつつあるんです。

そこで是非その上流に砂防堤を造りまして土砂の流出防止を考えるべきでないかと、尚、そこは喜如嘉の水源地にもなっておりまして、その取水口が大雨毎に詰まり、その防止にもなりますので是非そこに建設すべきと思うんですが、当局のお考えをお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 幸地川のもは土地改良しない前から途中に土砂のたい積があったわけです。そういうふうなことで喜如嘉の事務所の裏を流れる排水の上流から余計砂が流れるのではないかということで小さな砂防堤を造っているわけです。それで幸地川の現状を見ますと、村道に架かっている橋の上は川床コンクリート敷いてないわけですが、そこを見ますと土砂のたい積でなく川がかえって洗掘されているような状態であります。そういうふうなことで、確かに雨が降ると幾分か流れるかも分らんが、流れる上の方は耕地もある程度荒廃状態でありましてわりと土砂の流れる地域は少ないわけなんです。はたしてそこからどのぐらいの土砂が流れて影響しているかというふうなことがまだ十分分かってないわけです。今までの考え方としましては、かえって事務所の裏から流れるのが大きいのではないかという考え方を持っていたわけです。

それで下の方のたい積と言いますと、これは本流との交差点にたい積していると思うんですが、これは緩やかな関係であるのか、或いは喜如嘉校自体が満潮時には浴川橋の近くまで

も潮が来る関係でその水の流れがにぶくなって土砂がたい積するのか、そういうふうなことも検討しなければいかんと思うわけであります。それで今まで村といたしましては現在のところ、七滝の上に砂防堤を造る計画はございません。

○ 10番（前田貞四郎君） 現実に溜っているわけです。4月に自分の屋敷を埋めるためにトラック5、6台分取りましたが、今でも溜っていくんです。腰間川には造られていますが、そこからはそんなに沢山でなく、今は幸地川から流れている砂が多いのではないかと、もう一度十分調査してもらいたいと思うんですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 幸地川から流れている土砂であるのか、そういうふうなことも考えなければいかんわけですが上流に砂防堤を造って、今のところ計画はないわけですが、水源地との関係も検討しなければいかんと思うんです。砂防堤でさえぎると下に水がいなくなるそうなると一体水源地はどうなるかということも考えなければいなくなるわけですし、砂防堤を造ると水の流れは少なくなるのではないかということも懸念されるわけがございます。これにつきましては現在のところ計画はないわけですが、必要性があるかどうかという調査につきましては担当課に調査をさせてみたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時29分）

再 開（午後3時33分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈漁港整備について〉

○ 13番（平良嘉清君） 設置予定場所と計画年次と予算規模についてはお分りの範囲内においてご答弁をお願いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 塩屋漁港の建設計画でございますが、これは第7次漁港整備計画に入れてもらおうというふうなわけで県と折衝いたしているわけでございます。第7次の事業は昭和57年から始まるわけでございます。

場所といたしましては塩屋橋のたもとから北の方に約250メートル程度離れたところから北の方に設置したらどうかというふうな予定でございます。

計画年次は先程申し上げましたように、第7次の計画に入れてもらうということでして、何年度からやるというのは県との問題で、国が7次計画に入れてもらって、それから事業の始まる年度は決まるということでして、我々としては第7次の計画に是非入れてもらうようにとやっているわけです。

予算規模とかははっきりしたものはこれから設計等によって出てくるわけですが、推定としまして15億7千948万円程度かかるのではないかとというふうな推定をいたしているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 北の方に250メートルいきまして、海の方にどのくらいつき出るか。

○ 経済課長（仲村順三君） 南側の方で約270から300メートル、北側で230メートルぐらいで、幅が360メートルぐらいで計画を進めています。

〈水洗トイレ対する村の方針について〉

○ 9番（松島重克君） 最近村内の民間住宅がどんどん建築されつつあるわけですが、これを見ますと殆んどが水洗トイレが設置されているようであります。勿論これは浄化槽を備えたもの、これも現状から見まして衛生的であり、経済的でもあるということでもありますのでそれはそれでいいのではないかと思っておりますが、今後ともこういう傾向が増加するであろうということは予想されます。村内の水洗トイレの数あたり掌握されておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 住宅を建築する場合は鉄筋コンクリート建てでありますので、おそらく水洗便所は増えるのではないかという考えを持っております。建築確認申請で保健所の許可を受けたものは村内で65件あるわけです。

○ 9番（松島重克君） これから増えていくだろうという見通しを持っておられるようですが、私もそのように感じています。

最近の水洗トイレは浄化槽を取り付けておりますのでそう問題はなからうかという感じがするわけですが、問題は現在の村内の排水施設とのかね合いであります。それで先程申し上げましたように、衛生的、或いは経済的な面からしまして新規建築の方々は水洗トイレを造られると、しかし、汲み取り式の方も最近浄化槽を取り付けたところの水洗トイレなら、保健所の許可さえもらえば、自由に造ることが出来れば変えたいというような声も出ているわけです。そういう風潮が広まってくると、現在の排水施設の状況から見ていいのかどうか非常に気になっております。先程申し上げましたように造る造らないは保健所の所管になりますので、村としては各自に自主的に任すというようなことであればそれでも結構であります。現在の排水施設から見て村に何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように水洗トイレもひとつの家庭文化施設みたいなものになっているわけです。それと関連します社会施設のようなものが家庭のそのような施設と伴わないで、一方が先に進んで一方が遅れているような状態でございます。おっしゃるように現在新しく建築する家におきましては水洗トイレが常識的になっているわけでございます。

ところがそれに対応するところの排水が十分なされてない現状でございます。それで現在のところ集落排水をモデル事業だけで予定しているのは8,622メートルでございます。その

中には既に出来ました697メートルも含まれているわけでございます。モデル事業の集落排水の出来高はまだ8%しか出来ておりません。モデル事業で計画している排水が完成するとある程度は対応出来るのではないかというふうな考えを持っているわけなんです、もしもそれで対応出来ないような所をこれから調査なり検討をしていきたいと思っているわけです。

○ 9番(松島重克君) 確かに今おっしゃったこともお考えいただかなければいかん問題と思うわけですが、現実の問題として新築する方々は既に保健所の許可を得て水洗トイレを造っているわけです。そういう状況を見て、既に汲み取り式を造っている人達も水洗に切り替えようという動きが少しずつ出だしているんですが、これは村民個々の考えに任かすのかということをお聞きしたいわけです。

保健所の所管だから村としてはどうこうと言えないということであるのか、その辺村の考えをお聞きしておきたいと思います。

○ 村長(根路銘安昌君) 浄化槽の設置につきましては、許可する権限は県にあるわけです。手続きをしまして設置出来る条件であるかどうかということは県が判断すると思うわけです。ですからその権限は県にあるわけですし、県としましてもいろいろ条件があるようでございますので、これは県に任かさなければいけないと思います。

○ 9番(松島重克君) 先程も申し上げましたように浄化槽の設置許可は保健所がやっています。実際問題として保健所は現地を調査しないようであります。殆んどが業者の手を経て許可を取り付けているようです。今の答弁からいたしますと村民個々の考えに任かすというように受け取れそうではありますが、それでよろしいですか。

○ 村長(根路銘安昌君) これは法に定められたものでありますので、手続きをしてやるようにという指導をやらなければいかんと思うわけです。

○ 9番(松島重克君) これは保健所の手続きを経て造る場合を前提とし申し上げているわけです。だから新築の場合は殆んどの方が許可を得て浄化槽を備えた水洗トイレを造っている。ところが最近聞くところによりますと、汲み取り式の方もそういうようにやりたいと、又、ある業者に言わせると出来ますと、改良わり合いにやり易いんだと、都市地区ではそういうことが既にされているということです、村がこれは保健所の所管範囲だから村民個々の考えに応じてやってもらって結構だということであればそれでよろしいですが、そういうように受け取ってよろしいですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 只今の水洗トイレの件につきましては、保健所の許可を得たらそれで任かしているかということで解釈しているかと思うんですが、保健所の許可を得たらいいと思います。

〈村民税の賦課作業について〉

○ 13番（平良嘉清君） 農業所得の必要経費に計上すべき具体的項目についてたびたび聞かれますので、その内容についてお伺いします。

○ 税務課長（宮里盛順君） ご質問の項目というのは何を指しているか分かりませんが私なりに解してお答えいたします。

必要経費には各々異ってきますが、肥料代、光熱動力費、薬剤費、諸材料費、種苗代、賃借料及び料金、建物及び土地改良費、成園費、農機具費、地代、本畜費、資本利子、飼料代の項目が分かれています。

○ 13番（平良嘉清君） こういう具体的な項目については存じています。

みかんを収益した場合に、みかんが今年50万あったとした場合に、現年収益が50万とした場合に過去において算定しなかった分に対してはこの収益から控除されるかどうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 植えてから実がなるまで、その実がならなかった経費ということ、これは我々としましては成園になるものをプールに考えて収穫の所得と、必要経費とみてやっているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） プールというのは所要経費1か年1か年に割り当てるということですか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 例えば、みかん園やパイン園を造る場合に成園費の中に4か年というプールを考慮された統計資料を考えてやっておりますので、そういうふうな考え方で必要経費を見ているということなんです。

○ 13番（平良嘉清君） パインであれば継続するわけです。みかんであれば長期年月を要する作物でありますので、どのような算定のし方をするのか。

○ 税務課長（宮里盛順君） みかんについては具体的な国や県の統計資料が私共の手元にありませんので、6、7年或いは10か年もみるけれど、折中した考え方で実がなるまでの間を絶えず消えていくような方法で勘案してやっています。それは統計を取ったこともないので勘案した考え方でやっています。

○ 13番（平良嘉清君） 実際に近い記録があるわけです。800本植えた。現在600本になった。5か年間の経費であるなら1本当たり3,500円から4,000円つくわけです。そういたしますと、手元にある資料では1本当たりいくらついているか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 必要経費の標準作成は沖縄開発庁総合事務局農林水産部の統計資料及び隣接市町村の資料等を参考にし、かつ、本村の現況を勘案して作成し、尚、この基準によりがたい場合は適宜実情に応じ算定することにしております。

○ 13番（平良嘉清君） 今おっしゃることは全体的に包含するわけですね。例えば、パイン、きび、みかん、パインであれば開墾費用から全部総合して、何か年という計算してその

収入によってやるという意味ですか。

例えば、パインの総経費、みかんの総経費も同じそれからきびの総経費も3か年分収益したのから諸経費をプール制にして差し引くというような内容のものであるのかどうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 作物別の必要経費なんですが、その方は本村で主要作物とする、きび、パイン、養豚等のものは必要経費を統計資料から参考にしまして具体的に作成してあります。

その他のものについては他の市町村や統計資料を勘案いたしましてその標準を作っています。これはあくまでも標準でありますので理解していただきたいと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 所得税はどこまでも個人申告でしょう。本人が示めてない場合に基準の取り方をするんであって、本人が実際の所要経費というのが分かれば優先すべきものはそういうことでしょう。そうでありますので、私が今言うような点については、パインなら反当りの経費がかかっていると、3か年の収益が出ると、この経費かかったものに対して諸経費を年次的に振り分けるという意味でしょう。

そういうことでありますかどうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 例えば、パイン、きびなどの必要経費の1回やって何か年か収穫するまでのパイン、きび等の場合は統計資料その他から勘案してこの項目に入れてあります。

○ 13番（平良嘉清君） 勘案という原理は何処にありますか。個人申告出されたものと勘案という考え方はどういう差があるか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 個人申告と勘案というのは、個人申告には勘案は使いません。
〈塩屋大川の排水溝について〉

○ 9番（松島重克君） 前にお尋ねした時に、関係地主が土地の提供も考えておるならば額もそう大きくならないだろうし、何とか考えてみましょうというような答弁をお聞きしたわけではありますが、もう一度当局のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在、担当課で調査をしております。それで本線の長さが約50メートル、そして横に20メートルで全体の長さが約70メートルという結果が出ているわけです。それで自己財源でやらなければいけない事業ということになりまして、当初予算におきましても大変厳しい予算でございまして自己財源でやるのは見合わすと、これから財源を見極めまして優先的に進めていくということでございまして、これから村の財源を考えながら実施の時期を考えていこうということになっているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 前にそういう答弁いただいておりますので、地元では大分期待している向きがございます。特に4号線の側にもなりまして衛生的にも、又、見た目にも見苦

るしいということでもありますので、地元には何かの指針を示してもらいたいと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように財源との問題でございまして、それを考慮しつつ出来るだけ前向きの姿勢で検討したいと思っています。

〈各種団体の育成補助金及び交付規定又は要綱の制定について〉

○ 13番（平良嘉清君） 最少限度の規程が必要だということは前から話しているわけですが、交付規定、或いは要綱制定についてどう考えるか。補助団体中当局に一部かかわりのある補助団体の取り扱いについてどう考えるか。

一部にそういうものがあると思うんです。例えば防除協議会みたいな職員が係を持つというものを指しているわけです。

○ 助役（新城繁正君） 交付規程又は要綱が必要であるということを従来も主張してきたんですがどうかというご質問のようではありますが、これにつきましては私共といたしましてもこれだけの相当の団体になるわけですし、県地区とありますので、そういうものにつきましてはなるべく早く規程又は要綱を制定して、交付の適正を期すと、こういうものにつきましては異存はないわけですが、現在のところその作業がうまく進行してないということについては申し訳ないと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 防除協議会という団体がございまして。担当職員が役所部内の職員でございまして。そういうものに対しての行政指導は協議会の中でなすべきものか。その指導方法についてお尋ねします。

○ 助役（新城繁正君） 役所の職員がある団体の役員に就いていると、こういう団体もあるがこれについてどのように指導するかということだと思えますけれど、勿論これは役場の職員が団体の役員を兼ねたり事務局を担当したりしているのもございまして。

用途につきましては公金でございまして、公正適正を期するためには運用について遺憾のないようにということで指導を強化する必要があると考えます。

○ 13番（平良嘉清君） この要綱制定については最少限必要だと思うんです。財務規則等を設けまして部分的にやるものでありまして、今年中で出来るものであるか。

○ 助役（新城繁正君） 現在確かに規程はございませぬ。要綱も制定されてないわけですが、一応補助金を交付する手続き的な面につきまして、例えば様式等の整備をしますとか、規程とかにはまったものではないけれども県や他市町村が採用しているような様式につきましては逐次準備をして申請の段階で指導はやっているわけでもございまして、従いまして、これを積み上げていく形の交付規程或いは要綱につきましては鋭意努力して制定にこぎつきたいという考え方を持っています。

○ 13番（平良嘉清君） 補助団体は20団体程度あるわけですが、その中で資料を出したのは9団体、予算編成時点で前年度出したから予算を出したということですか。根拠がありますか。

前やったからやったということですか。

○ 助役（新城繁正君） 団体の中には各課に係る団体もございまして実績というのを常に取り寄せるということでもございまして、そのようなことを勘案しまして、各関係課関係機関から予算要求が出ました時点でヒヤリングをいたしまして、この団体については今年もそういうのが必要であるのかどうかということ、或いは過去における実績等を一応は確かめまして予算計上というシステムを採っているわけです。

〈津波アザカ川の砂防堤建設について〉

○ 9番（松島重克君） アザカ川の砂防堤建設については大分変則的ではありましたがこの事業をやろうということになっているわけですが、県の振興開発計画からみますと取水の計画があると、この砂防堤建設が将来計画されている取水とのかかわりがないかどうか。この考えは多分に関係者にあるように聞いているわけですが当局としては将来取水と全く関係がないという確信をお持ちかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） アザカ川の上流に土地改良事業でやりたいということでやっておりますところの溜池等整備事業でありますところの土砂止めにつきまして、この件は前から要求していたわけでもございます。江洲の開拓の後からもどうしてもそこには土砂止めが必要であると、又、山地開発農場が出来まして更にこれの必要性が増してきたわけです。ということで村といたしましては農業や漁業の被害防止という考え方で、或いは一面においては環境の保全というふうな面からやっているわけです。

それで採択に対しましての理由も農地の埋没とかで出しているわけです。村といたしましては取水とは全く別の考え方でやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 当局は全く別の考えということですが、アザカ川と平南川は最終的にはひとつになっています。現在平南のポンプ場もアザカ川からくる水を取っているということですので、一般的にはそういう面の関連がありはしないかと、特に津波地区では現在企業局と取水についての交渉が行なわれているということも耳にしているわけです。でありますので余計そういうことに対しては敏感になっているのではないかと考えているわけです。

そういうことを感じるのはどうしてかと申し上げますと、この事業が土地改良事業の一事業でありながら補助率が100%だという面にも不安が伴っているのではないかと考えております。

確信を持って将来の取水と全く関係ないと言い切っていただけるかどうか。

- 村長（根路銘安昌君） この事業に限って取水と全く関係ないと思っています。
- 13番（平良嘉清君） 計画概要書において関係地主100%の同意を取り付けているというようになっております。

津波区当局に対しまして概略でもお話されておりますかどうか。

- 経済課長（仲村順三君） この事業の計画推進にあたっては区長にこの事業の趣旨について話をし、区長を通じて関係地主の同意を得ていますが、区長として部落代議員に話をし、代議員の方でも全会一致で賛成しているという報告を受けています。

〈村内個人住宅の水洗トイレの管理面の行政指導について〉

- 13番（平良嘉清君） 既設の浄化槽において薬剤投入の義務があるということがいわれていますが、それについては保健所とも相談しまして地域に対する行政指導の面から広報活動する必要はないか。
- 厚生課長（稲福幸三君） 水洗便所を設置する場合に業者の方で設置者に対して管理面の指導をすることになっているわけです。

業者は浄化槽の管理という指導する義務はあるわけですから、浄化槽の消毒剤はハイクロンを使用しているわけです。週に1回点検しながら入れるわけですが、これも実際に使用してないとみているわけです。1年に1回は浄化槽を汲み取りして機能を高めるということになるわけですが、これもなかなか実際にやってないようです。

これまでも毎年の清掃協議会で浄化槽の維持管理についてお願いしているわけです。浄化槽を設置している方々に周知徹底してもらいたいとやっているわけですが、今後村としては行政指導としまして浄化槽の維持管理を強化するという面から、管理についてパンフレットにして配布したいと思います。

〈農家の土作りについて〉

- 13番（平良嘉清君） 推進協議会の設置について具体的にどういうふうにして作るか。
- 村長（根路銘安昌君） これは地力増進対策というふうを考えなければいかんと思うわけです。それで地力増進対策の事業も農協がやっているわけです。農家が自分の農耕地を十分知ることが大事であるわけです。これについては農協が大きな役割りを果さなければいかんわけです。そういうふうなことで、農協と相談いたしまして推進協議会を作りたいと思っているわけなんです、これは本年度中で設置していきたいと思っております。

〈予算執行について〉

- 13番（平良嘉清君） 9月の財政公表をみてみますと、農林関係は18%の執行でございました。勿論、大きなモデル事業が控えておりますので分かりますが、第4半期において集中消化されるようなものがあるわけです。

例を言えば、優良みかん購入補助やパイン新植補助、共同防除協議会、荒ぶ地改良補助金というようなものはあえて最終でなくても消化出来る態勢は出来ないものか。

○ 村長（根路銘安昌君） 予算が年度末に集中して執行されるということですが、年度末に集中するというのは自然の状態だと思っているわけです。例を挙げましたものが栽培とか植え付けとか調査というものがあまして、植え付け時期を早く締め切るということであれば問題ないわけですが、植え付けの時期とかがあまして年度末にならざるを得ない状態になっているわけでございます。我々としても年度末に集中するということは、その時期に仕事量も集中するわけですので多忙になるわけです。なるべく避けたいわけですがそういう状態になっているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 地方自治法施行令150条に定期又は臨時的に予算の配当を行なうことと義務付けられていますが、こういうことをやったことがありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在そういうふうな配当を特別にやっております。その必要性を勘案いたしまして予算の執行の手続きをやっているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 先に申しあげました補助事業の中には今の趣旨の方向に沿ってやるべき方法あると思うんです。

段階的に踏んで年度末消化というのを避ける方法はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事業完了したものはなるべく早く執行するようにというようなことで指導をやっているわけですが、今後執行したものに対しましては出来るだけ早く予算の執行をするように指導強化したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時56分）

再 開（午後4時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の予定の質問が終了するまで会議時間を延長することに決しました。

質問続行いたします。

〈ミカンコミバエ、ウリミバエの防除について〉

○ 13番（平良嘉清君） ウリミバエについては55年久米島を発端といたしまして、58年59

年に不妊化をやるということでしたが、不妊化をやるのは国の事業でありまして、市町村についてはこの不妊化について何等義務はないのであるか。

○ 経済課長（仲村順三君） 県の計画を先程説明したんですが、現段階では責任あるなしという段階まではいってない状況です。

○ 13番（平良嘉清君） ミカンコミバエについては飛行機防除が行なわれているわけですが、この防除については何年度までなされるか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは何時までやるということは県であっても言えないと思うわけです。と言うことは、これは沖縄本島に本当に撲滅宣言が出来る時までやると思うんです。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後5時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

本定例会に付議された事件は全部終了いたしました。

よって、これをもって昭和55年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後5時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（6番） 福 地 善 雄

署名議員（7番） 山 川 正 行